とうきょう さんぱい

第32巻第10号　通巻第305号
305
平成28年1月10日発行

新年のご挨拶

㈱東京都産業廃棄物協会　会長　高 橋 俊 美

東京都環境局長　遠 藤 雅 彦

回顧と展望

㈱東京都産業廃棄物協会　事務局長　横 手 浩 次

平成27年度新規事業　電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」　平成27年度の認定業者決定

中間処理委員会　京都研修報告

女性部だより　部内勉強会で「部員会社紹介」と「講演会」を開催

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

2014年度 中間処理業
収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良認定業者

あかおけこうぎょう

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区亀戸2-8-25 TEL.03-3622-1911 FAX.03-3622-1919

TAKATOSHI

2014年度 中間処理業
収集運搬業
（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0001
認定番号 3-14-B0063

次世代に贈る未来のために…

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

東京臨海
エコ・プラント

- ●ISO14001（認証取得：1999年5月）
- ●ISO39001（認証取得：2014年3月）
- ●OHSAS18001（認証取得：2003年10月）
- ●平成25年度省エネ大賞中小企業庁長官賞受賞
- ●平成26年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰受賞
- ●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- ●電子マニフェストシステムへの積極的対応
- ●整備されたコンプライアンス体制
- ●徹底した情報公開

平成26年度
地球温暖化防止活動
環境大臣表彰

市川 エコ・プラント

安心
迅速
確実
安全

高俊興業株式会社

詳しくはWebへ
http://www.takatoshi.co.jp

本　社　〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号　TEL.03-3389-8111(代)　FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62　TEL.047-395-1878　FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号　TEL.03-5755-8011　FAX.03-5755-8010
技術開発研究所　東京臨海エコ・プラント内

CONTENTS

新年のご挨拶
年頭にあたって
㈠社 東京都産業廃棄物協会　会長　高 橋 俊 美 ・・・・・ 2

新年のご挨拶
“ 持続可能な静脈ビジネス ” のさらなる発展に向けて
東京都環境局長　遠 藤 雅 彦 ・・・・・ 4

回顧と展望
平成 27 年の振り返りと新年度活動の方向性
㈠社 東京都産業廃棄物協会　事務局長　横 手 浩 次 ・・・・・ 6

平成 27 年度新規事業
電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会 ・・・・・・・・・・ 14

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の平成 27 年度の認定業者が決定しました ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

中間処理委員会
京都研修報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

女性部だより
部内勉強会で「部員会社紹介」と「講演会」を開催 ・・・・・・・・・・ 20

東京都功労者表彰『環境功労』を受賞（五十嵐常任理事） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
委員会報告　中間処理委員会・中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉・青年部 ・・・・・・ 24
新入会員紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
つぶやき　困難だが避けられない課題「災害廃棄物と家庭系有害・危険廃棄物」 ・・・・・ 26
身近なヒヤリ・ハット事例　Part 93 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
講師余談・古代史散歩　外交の始まり：古代日韓関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
よろず相談　法律・不採算性部門の切離しの手法としてのＭ＆Ａと業の許可 ・・・・・・・ 32
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
謹賀新年・各社名刺広告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

年頭にあたって

（一社）東京都産業廃棄物協会
会長　高橋俊美

明けましておめでとうございます。会員の皆様には健やかな新年を迎えられたことと存じます。年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年を顧みますと、10月7日、第三次安倍内閣が発足し、すかさず11月には、「一億総活躍社会」の実現という大変野心的な目標が示されました。アベノミクスの「新しい三本の矢」を軸に、経済成長、子育て支援、安定した社会保障の実現を目指すとしています。経済面では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年頃にGDP（国内総生産）600兆円を達成するとしています。巷間、一部の企業の経常利益は過去最高水準を達成し、有効求人倍率は23年ぶりの高水準となるなど、日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまできているとの報道もありました。

我々の業界としても、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定以来、景気回復の波及効果を期待しつつも、残念ながら、我々業界までは景気拡幅の波は押し押せてくることなく終始した一年でありました。年が明け、「今度こそは」との思いが多くの会員企業の皆様のいつわらざる心境ではないかと思います。政府には「新しい三本の矢」の経済政策を強力に推進し、経済を成長軌道に乗せ、我々業界にも、一刻も早く景気回復を実現させて欲しいと思います。

さて、国の内外の出来事などに目を転じますと、昨年は、パリ同時多発テロなど大変痛ましいテロ事件が相次ぎました。一方では、北陸新幹線の開業、二年連続の日本人ノーベル賞の受賞など大変喜ばしい出来事もありました。我々の業界に関係するものといたしましては、昨年12月、「COP21パリ協定」が採択されました。今後、条件が整い次第、途上国も含むすべての加盟国・地域が温室効果ガスの削減に取り組む枠組が誕生しました。我々の業界も、昨年5月、全国産業廃棄物連合会「低炭素社会実行計画」を策定し、2020年までの削減目標を定めたところです。わが国のグリーン成長の一角を担うものとして今後の動向を注視していかなければなりません。

また、近年、国の内外を問わず、自然災害が頻発しております。昨年9月発生した関東・東北豪雨も記憶に新しいところです。当協会は、東京都と災害廃棄物の処理等の協力協定を締結しておりますが、実際に大きな災害が発生した時には、廃棄物処理の専門的ノウハウを持つ業界としての社会的責任をしっかりと果たすべく、行政と連携した取り組みを一層強化していかなければならないと考えています。

次に、協会活動の進め方でありますが、近年、産業廃棄物処理業は、産業廃棄物の適正処理はもとより、循環型社会の形成において多くの社会的役割が期待されてきております。当協会も、こうした大きな流れを踏まえた上で、行政との連携・協力関係の構築・推進はもとより、首都圏の各協会に共通する課題については、その解決に向け各協会と積極的な連携を図っていくなど、我々業界の社会的ポジションを高めていかなければなりません。また、当協会の各種研修会や講習会等の実施にあっては、当協会会員企業の適正処理、資源循環等の推進のための環境整備や更なる事業展開等に資する内容になるよう努めるとともに、全国的にみても珍しい毎月発行の機関誌等を最大限活用して、会員企業にとって有用な情報発信に努めてまいります。また、賛助会員の皆様におかれましても、忌憚のないご意見ご要望をいただけたらと思います。

さて、当協会の活動を実質支えているのは、七つの委員会と三つの部会であります。それぞれが年次計画を立て、活発に活動しております。

昨年は、新たな取り組みもありましたので、いくつかご紹介します。医療廃棄物委員会では、初めての試みとして、病院関係者等の医療廃棄物排出事業者の皆様を対象とした排出事業者責任に係るセミナーを開催しました。建設廃棄物委員会では、建設混合廃棄物の適正処理の実現に向けた一都三県意見交換会を企画し、新たな広域連携の仕組みを整えました。また、再生砕石については、関係業界と連携したWG（ワーキンググループ）を立上げ、再生砕石利活用に向けたシステムづくりを進めています。法制度検討委員会は、産業廃棄物の処理の実情等を十分反映した法改正を実現すべく、廃棄物処理法の見直しに関する意見を全国産業廃棄物連合会に提出したところであります。

本年も、それぞれの委員会・部会において、産業廃棄物処理業界が抱える諸問題について、その解決に向けて英知を結集して取り組んでまいります。

今年の干支は「丙申（ひのえさる・へいしん）」です。「丙（ひのえ）」は明らか・盛ん」という意味があり、「横に燃え広がる性質」を持つようです。一方、「申（さる）」は「伸びるという意味があり、物事が進歩発展し、成熟に至るまでの伸び」を表すようです。したがって、丙（ひのえ）と申（さる）を組み合わせることによって、丙申（ひのえさる）は諸々の問題が盛んに広がり、発展していくことから、問題を解決する判断力・行動力が必要になってくる」としています。このことから、大変騒がしい一年になるかもしれませんが、物事の本髄を見極めて、協会発展のため困難を乗り越え事業執行に誠心誠意努力してまいる所存であります。

旧年に倍する会員各位のご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

“持続可能な静脈ビジネス”のさらなる発展に向けて

東京都環境局長　　遠　藤　雅　彦

新年明けましておめでとうございます。平成28年の年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、都の環境行政とりわけ資源循環及び廃棄物の適正処理の推進に、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が、いよいよあと4年に迫ってきました。IOCが2014年に採択した「オリンピックアジェンダ2020」では、環境を含む、オリンピック競技大会のすべての側面に持続可能性を導入するという提言がなされています。2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会と、それ以降も見据えた「世界一の都市・東京」にふさわしい「史上最高のオリンピックの実現」のために、「持続可能な資源利用」の推進、そして「持続可能な静脈ビジネス」の発展に向けた施策が不可欠です。

東京都では、昨年6月、貴協会の高橋会長にも委員に就任いただいている東京都廃棄物審議会に、平成28年度から5年間を計画期間とする新たな東京都廃棄物処理計画の策定について諮問いたしました。審議会が11月に取りまとめた「中間のまとめ」では、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要とされています。

その上で、主要な施策を6つ掲げており、そのうちの一つに、「健全で信頼される静脈ビジネスの発展」があります。健全な静脈ビジネスの発展のためには、適正処理の徹底にとどまらず、環境に与える負荷を少なくする取組を行っている処理業者の皆様や、都民が安心して処理を託すことができる資源循環ビジネスが市場で適正な評価を受けて、受注機会拡大のインセンティブとなる取組が必要であるとされています。

主要施策「エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進」では、オリンピック・パラリンピック関連施設の建設やリニア新幹線の建設工事等によって大量発生が見込まれる建設泥土の改良土の利用促進が掲げられています。建設泥土は産業廃棄物由来というイメージ等から、工事の発注者や施工者から敬遠されがちですが、高度に改良すれば建設発生土と比較しても使い勝手がよいという声も聞きます。現在実施中の建設泥土改良土の利用促進に向けたモデル事業を検証し、来年度以降、利用促進に向けた施策の展開に取り組んでまいります。

また、主要施策「廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」として、環境リスクの高い有害廃棄物について、これまで以上に適正処理のための取組を強化していくべきであり、そのためには、廃棄物の排出者である都民の意識、排出事業者責任の向上を図ることが必要であるとされています。

廃棄物の中に危険物が混入され、運搬車両や処理施設での事故も依然として発生しています。廃棄物の適正処理を支える処理業者の皆様を危険にさらす行為に対して、引き続き排出事業者の意識啓発に努めてまいります。

さらには「災害廃棄物対策」も主要施策に掲げられています。東日本大震災では、貴協会の多大なる支援を受け、東北地方のがれき処理に大きく貢献することができました。このような、東日本大震災など近年の災害を教訓として、昨年8月、災害廃棄物を円滑・迅速に処理する目的で廃棄物処理法が改正され、既存の産業廃棄物処理施設の活用に関し手続きの簡素化が規定されました。これを受け、処理施設の整備など、非常災害の備えを万全にするために、東京都災害廃棄物処理計画を策定してまいります。

今後とも、貴協会と有機的な連携のもと、様々な施策を積極的に実施してまいりますので、引き続きお力添えをいただくようお願いたします。

貴協会におかれましては、産業廃棄物の適正処理の徹底及び持続可能な資源循環の推進に引き続き取り組んでいただき、静脈ビジネスをけん引していただくことを期待しております。

最後になりますが、新しい年が貴協会並びに会員の皆様にとって、輝かしい一年となりますよう心から祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

平成 27 年の振り返りと新年度活動の方向性

事務局長　横　手　浩　次

昨年 11 月 26 日、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等を審議する「一億総活躍国民会議」が設置された。

「希望を生み出す強い経済」では、緊急に実施すべき対策として、「名目 GDP600 兆円」の実現に向けて、誰もが活躍できる社会をつくるためには経済的基盤の強化が不可欠であるとしている。早速これを受け、税制大綱 2016 は、投資促進・生産性革命の実現を図るべく、法人実効税率を早期に引き下げる道筋をつけた。その後、自民党税制調査会は、中小企業の生産性向上促進に向け、平成 28 年度から中小企業が新たに購入する機械などにかける固定資産税を購入後 3 年間 50% 軽減する方針を示した。

しかし、昨年は、2013 年 9 月 7 日の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定以来、景気回復の波及効果を期待しつつも、残念ながら、我々業界までは景気回復の波は押し寄せてくることなく終始した 1 年であった。年が明け、「今度こそは」との思いが多くの会員企業の皆様の心境ではないだろうか。

一方、平成 27 年の主な出来事を振り返ってみると、3 月 : 北陸新幹線開業、6 月 : 日本年金機構の約 125 万件の個人情報流出、7 月 :「第 153 回芥川賞・直木賞」の芥川賞受賞作家の話題、9 月 : 台風 18 号と前線の影響で、関東から東北地方にかけて大雨をもたらした関東・東北豪雨、10 月 : マイナンバーの通知開始、日本人のノーベル医学・生理学賞、物理学賞の受賞快挙、11 月 : 初の国産ジェット機の初飛行、12 月 : 消費税軽減税率決着、COP21 パリ協定採択などが記憶に残っている。

我々、産業廃棄物処理業界に関係するものとしては、自民党「環境関係業界育成プロジェクトチーム」でまとめた提言により、6 月 13 日に発起人会が開催され、「産業・資源循環議員連盟」が正式に発足した。今後、廃棄物処理業の業法を含めた産業廃棄物業界の振興支援が期待される。また、5 年毎に見直しが予定されている廃棄物処理法の改正に向け、各都道府県協会が全国産業廃棄物連合会へ「廃棄物処理法改正意見案」を集約した年でもあった。

こうした中、当協会も様々な事業活動や組織活動等を行なってきた。ここに、平成 27 年の動きを振り返るとともに、平成 28 年度の課題解決に向けた活動の方向性を探る。

振り返り

● 1月

協会の組織活動は、早速 1 月 8 日の新年都庁挨拶廻りからスタートした。会長以下副会長、常任理事が、東京都長谷川環境局長や齊藤資源循環推進部長と懇談するとともに、当協会の顧問である東京都議会議員の皆様と新年の挨拶を交わした。

13 日には、東京都受託事業「産業廃棄物処理業者向け講習会」の一回目が開催された。この講習会は、その後、2 月 27 日の第 6 回目と 3 月 10 日のセミナー開催で、当協会受託事業としては幕を閉じることになる。

14 日には、当協会が企画提案した東京都「産業廃棄物処理業界における処遇改善事業」の審査会が行なわれた。採択後、廃棄物処理法等業界コンプライアンス研修等、各研修参加者は、重複延べで 305 社・参加者数約 1,300 人となった。

22 日には、新春講演会及び賀詞交歓会が開催された。講演会は、元 NHK チーフプロデューサーの坂上達夫氏をお呼びし、「NHK『課外授業ようこそ先輩』の制作裏話」について大変興味深いご講演をいただいた。その後の賀詞交歓会では、約 300 名のご参加をいただき盛大に催された。

28 日には、平成 26 年度第 2 回都適正処理懇談会が新宿住友ビルで開催され、優良処理業者の更なる育成等 7 つのテーマについて、意義深い懇談がなされた。この懇談会は、8 月にも開催され、年 2 回開催がすっかり定着した感がある。

● 2月

20 日には、安全衛生研修会がヒヤリハットをテーマに開催された。この研修会は、その後、会員企業の要望等を踏まえたテーマを設定し、5 月と 10 月にも開催された。

● 3月

3 日には、多摩支部と行政との意見交換会が開催され、八王子市の中核市移行に伴う産業廃棄物に係る事務等について確認した。

13 日には、女性部設立 10 周年を記念し、日比谷コンベンションホール（日比谷図書文化館）で式典が 185 名の大勢の参加により盛大に開催された。講演会では、多方面で活躍されている落合恵子氏をお招きし、『こどものいのちと未来から考える国づくり』をテーマに講演を頂いた。

18 日には、当協会「建設廃棄物委員会建設混合廃棄物分科会」の主導で、千葉、神奈川、埼玉、東京の各協会が組織する「一都三県建設混合廃棄物意見交換会」が開催された。共有する課題解決に向けた新たな広域連携の形が整った。以後、建設廃棄物排出事業者に対する建設混合廃棄物の適正処理のための理解と協力を求めるため、「建設廃棄物の適正処理」に係るリーフレットの配布など、定期的な活動が継続している。

● 4月

18 日、泉昌男氏（当協会理事、イズミロジスティックス㈱代表取締役）が 53 歳の若さで逝去された。

18 日から 19 日かけて開催されたアースデイ東京 2015 に青年部が出展参加した。

回顧と展望

● 5月

28 日には、青山ダイヤモンドホールで第 3 回定時総会が開催され、平成 26 年度決算が承認可決された。総会終了後、優良事業所表彰など 4 つの表彰で 4 社と 24 名が表彰された。引き続き行なわれた懇親会は約 300 名参加のもと盛大に挙行された。

● 6月

5 日から 6 日にかけ国内処理施設見学研修会が行なわれた。視察先の「富山市エコタウン」は、ある産業から出る廃棄物を他の分野の原料として活用する「ゼロエミッション構想」を機軸に開設された工業団地で、大変興味深い視察となった。

12 日には、全産廃連が明治記念館で、第 5 回定時総会を開催し、平成 26 年度事業・決算報告が決議された。

15 日には、多摩支部研修会がトヨタドライビングスクール（立川市）で開催された。東京都多摩環境事務所渡邊課長ほか 5 氏、また、八王子市資源循環部杉本課長ほか 2 氏を招き、「多摩地区における最近の指導状況と今後の指導方針」についてそれぞれ講演をいただいた。

● 7月

26 日、原山進氏（当協会名誉会長）が逝去された。

27 日には、都議会自由民主党「再生砕石等の利用拡大に向けたプロジェクトチーム」が発足した。この会議には、7 名の議員の先生方、東京都都市整備局や建設局をはじめ関係 6 局、東京建設業協会、東京建物解体協会、当協会が参加している。再生砕石等の利活用に係る現状や将来予測、国の動向、上記民間 3 団体で活動している「再生砕石問題ワーキンググループ」から再生砕石等の活用方策の報告がなされるなど、活発な情報交換が行なわれた。

28 日には、新入会員と協会役員との懇談会が開催された。この懇談会は、年 2 回開催しており、今回は、平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までに入会された会員が対象で、当協会の事業概要について案内するとともに、会員からは当協会に対する要望・意見等を伺った。第 2 回目は、11 月 24 日に開催した。

30 日には、中間処理委員会焼却分科会が、東京都の担当者を招いて「廃棄物処理施設の定期点検」に係る注意事項等について勉強会を開催した。定期検査を円滑に進めるためには、受検期限の前に十分時間的余裕をもつて申請し、対象施設の許可に関する情報を施設管理者と行政が共有することが大事とのことであった。

● 8月

5 日には、中間処理委員会破砕・圧縮分科会が㈱アルフォと高俊興業㈱の城南島リサイクル施設を見学した。見学者一同は、東京都が主導するスーパーエコタウン事業の資源循環の現場を体験することができた。

25 日には、東京都と協会役員による平成 27 年度第 1 回適正処理懇談会が新宿住友ビルで開催された。廃棄物処理法や都、国などの環境施策について、意義深い懇談がなされた。

● 9月

4 日～ 5 日にかけて、多摩支部の施設見学が行われた。見学先は、群馬県邑楽郡明和町にある都築鋼産㈱館林工場である。産業廃棄物の破砕、焼却、乾燥等を行っている。会社概要等の説明の後、処理フローに沿って、焼却炉、焼却施設排ガス浄化設備等を見学させていただいた。当社は、環境方針に「人と地球に優しく快適な環境作りに貢献し、次世代へ繋がる環境活動」を掲げ、環境活動のツールとして「エコアクション 21」や「環境 GS(Gunma Standard) 認定」を取得し、温室効果ガスの削減に努めているとのことであった。

8 日には、東京都議会の自民、公明、民主の 3 会派に以下の項目について要望活動を行なった。i) 第三者評価制度の拡充を図る方策の実施について、ii) 中間処理業の処理方法に『選別』を加えることについて、iii) 大規模災害発生時の産業廃棄物処理施設の機能確保及び活用について、iv) 再生砕石の用途拡大について、v) 設備の耐用年数の短縮及び軽油引取税の課税免除の改善について、vi) 雇用助成制度の強化について。「iv) 再生砕石の用途拡大について」は、東京建設業協会、東京建物解体協会、当協会 3 団体共通の要望となった。

14 日には、当協会としては、新規事業となる「産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～」を協会近隣の会議室で開催した。これまで実施してきた東京都受託事業「適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会」が平成 26 年度をもって終了し、これに代わるものとして実施したものである。これまでと違い有料（7,000 円／ 1 人）であるにも関わらず、70 名の参加をいただき、アンケート結果も大変好評であった。

25 日には、関東地域協議会建設廃棄物対策委員会が当協会会議室で開催された。関東地域協議会では、これまでも、建設廃棄物の処理・処分実態調査を実施し、その結果を「建設産業廃棄物の委託処理をされる皆様へ」というリーフレットで、収集運搬費と中間処理費を公表している。2 年に一回見直すこととしていることから、今後、新たに実施するアンケート調査結果を踏まえ、平成 28 年 3 月には、最新の処理コストの公表を予定している。

● 10月

6 日から、当協会としては、新規事業となる「電子マニフェスト運用支援事業」を開始した。新宿 Win スクールを会場に、10 月 6 日には、電子マニフェストの導入を検討している、または、既に導入している会員企業の担当者を対象に「電子マニフェスト操作体験セミナー」を、11 月 12 日と 12 月 7 日には、協会事務局近隣の会議室を借上げ、午前は「電子マニフェスト導入実務研修会」、午後は専門の相談員がマンツーマンで指導する「個別導入相談会」を実施した。参加者の皆さんは真剣に取組んでいた。

14 日には、参議院議員会館にて、「産業・資源循環議員連盟」の発足総会が開催された。発足式は、環境大臣ほか環境省幹部、各都道府県産業廃棄物協会長、議員連盟に名を連ねる多くの衆参両院議員の参加のもと、盛大に挙行された。

18 日には、当協会と東京海上日動火災保険㈱が協力して開発した「破砕機専用機械保険」の販売を開始した。

22 日には、建設廃棄物委員会主催による東京建設業協会、東京建物解体協会と

の合同施設見学会を実施した。見学先は杉田グループの㈱市原ニューエナジー(千葉県市原市）で、高効率廃棄物発電施設や安定型最終処分場を見学させていただいた。午後は都内に戻り、東京建設業協会会議室にて、東京都環境局資源循環推進部より講師を招き、建設汚泥、PCB、廃棄物処理法等改正に係る勉強会を実施した。勉強会終了後、懇親会の場に移り、密度の濃い情報交換がなされた。

● 11月

6 日、全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の 3 団体主催による第 14 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、ホテルニューオータニ佐賀で開催された。佐賀県では初の開催となった。当協会からは、高橋会長をはじめ役員の方にご参加をいただくとともに、女性部が同大会に合わせ企画した「e-Lady21 のつどい in 佐賀」も開催され、二木部長をはじめ 20 数名が参加した。

同じく 6 日、青年部が神奈川県青年部と合同で、片瀬西浜海水浴場（神奈川県藤沢市）のビーチクリーンを開催し、約 50 名が参加した。両青年部の交流を深める初めての事業となった。

10 日から 11 日にかけ、恒例となった法制度検討委員会 合宿集中討議が行なわれた。今回の集中討議は、①悪質仲介・代行業務の排除、②支払い業務の法制度化、③モデル契約書の見直し、④特管産廃保有で普通産廃許可の検討、⑤積替保管への行政指導のあり方検討、⑥減価償却耐用年数の短縮要請など、昨年 11 月の集中討議で出された各委員会・各部からの第三期テーマについて、本年度末までに一定の道筋をつけるべく開催された。

18 日には、収集運搬委員会・青年部合同研修会（淡路町貸会議室）が開催された。交通事故防止コンサルタントの上西一美氏を講師にお迎えし『企業における交通事故防止のあり方とその必要性』をテーマにご講演いただいた。本研修は、ドライブレコーダー（車載カメラ）映像を利用して事故削減を目指すもので、実際に業務で自動車等を利用されている会員企業の皆さんは勿論のこと、自身や家族などハンドルを握る機会のある者にとっては大変有用な講演となった。

20 日には、医療廃棄物委員会が、初めての試みとして医療廃棄物排出事業者向けセミナーを開催した。これまでは、産業廃棄物処理業者を対象に勉強会等を実施してきたが、医療廃棄物の適正処理の推進のためには、医療廃棄物を排出する事業者へ直接働きかけをした方が効果的であるとの考えから企画されたものだ。当日は、医療関係機関等において、医療廃棄物処理の実務を担当する方を対象に、医療廃棄物処理に係る実務を詳しく説明するとともに、電子マニフェストシステムや排出者責任を問われた事例（判例等）について詳細な説明･解説がなされた。アンケート結果も好評で次回開催を望む声も多かった。

27 日、東京都廃棄物審議会が新たな東京都廃棄物処理計画について、「中間のまとめ」を公表し、意見募集に付した。当協会会長も審議会委員として出席しており、中間のまとめにも意見・要望が反映された。

27 日から 28 日にかけ、中間処理委員会が京都市で行われている「移動式拠点改修事業」を視察するとともに、本事業を支えている京都市まち美化推進課、㈱京都環境保全公社、京都大学の先生・学生の皆さんと京都市有害廃棄物の回収システムについて情報交換会を行なってきた。今回の視察成果を踏まえ、当委員会の異物混入未然防止対策の検討にも貴重な示唆を与える視察研修となった。

● 12月

18 日には､都議会自由民主党第 2 回「再生砕石等の利用拡大に向けたプロジェクトチーム」会議が開催され、民間 3 団体で活動している「再生砕石問題ワーキンググループ」から､「再生砕石『東京ブランド』の使用用途別性能基準（案）」が示された。今後、東京都が予定している六価クロム溶出試験の実施結果等も参考にしながら、最終的な『東京ブランド』基準を確定し、再生砕石の利用拡大に向け、質と量の双方を確保していくことが確認された。

以上､主な行事等を中心に振り返ったが、当協会の 7 つの委員会、3 つの部は、常日頃から活発な活動を行なっている。本来ならば、役員や各委員会（含 : 分科会)、部の地道な活動を細かく報告すべきところではあるが、誌面の都合もあり割愛させていただくことをご容赦いただきたい。

当協会の組織運営は、言わずもがなではあるが、会員企業から信託をいただいた会長をはじめ役員の皆様、また、各委員会委員長、部の委員長、副委員長、委員の皆様の活躍により支えられている。また一方では、役員には、当業界の発展と社会的地位の向上及び会員企業の適正処理、資源循環等の推進のための環境整備等、目に見える形で示すこと求められている。それぞれの企業の経営、業務推進等大変多忙の中、精力的にご参集いただいていることに、本誌面をお借りして、心より感謝を申し上げる次第である。

新年度活動の方向性

近年、産業廃棄物処理業は、産業廃棄物の適正処理はもとより、循環型社会の形成において多くの社会的役割が期待されている。国においても、産業廃棄物処理業を重要な社会インフラとして位置づけ､必要な施策を推進していくとしている。いわゆる「グリーン成長」ビジョンのことだ。

当協会は、こうした大きな流れを確実に踏まえた上で、廃棄物処理法の改正の動き等を注視しながら、組織団体だからこそできる事業を鋭意推進し、その結果として会員企業が、真に事業展開できる環境整備をしていくことが求められている。

● 喫緊の課題解決に向けて

国においては､いよいよ新年度から「廃棄物処理法」の改正に向けた見直し検討が開始されると聞いている。また、東京都の次期廃棄物処理計画策定も予定されている。これらについては、これまでの要望等も踏まえ､審議状況を注視しながら､必要があれば時期を逸しない意見・要望等を行なっていかなければならない。

また、個別課題としての再生砕石問題

については、近年、再生砕石の需給ギャップによる滞留化が発生し、円滑な施工確保に支障を来たした経緯があり、今後、オリンピック・パラリンピック関連工事やインフラの維持管理・更新の本格化によって、再び深刻化することが懸念されている。このため、行政や関係団体等とも連携しながら、再生砕石の用途拡大策について、品質別使用用途基準づくりも含め具体化を急いでいかなければならない。

建設混合廃棄物についても、適正処理のための環境整備について、引き続き、排出事業者への理解と協力を求めていく必要がある。

会員企業の日々の業務推進に密接に関わる法制度検討委員会で集約した ①悪質仲介・代行業務の排除、②廃棄物処理費回収漏れ等を防止するための支払い業務の法制度化、③モデル契約書の見直し、④特管産廃保有で普通産廃許可の検討、⑤積替保管への行政指導のあり方、⑥減価償却耐用年数の短縮、⑦マニフェスト交付や記入項目の明確化、⑧処理法上の選別許可の規程整備等は、委員の英知を結集し一定の考えをまとめるとともに、必要があれば、行政等への要望に活かしていかなければならない。

行政への提言や要望及び協力については、懇談の場等を活用して、協力・協調関係を築いていかなければならない。まず、提言や要望では、行政が排出事業者に第三者評価認定を受けている処理業者の優先的活用を強く要請していく立場にあること、また、最終処分場については、リサイクル率が飛躍的に伸びたとしても、残渣が全くなくなる訳ではなく、当業界がグリーン成長を実現するためにも、公共関与の最終処分場の確保・提供が不可欠であること等をきちんと伝えていかなければならない。また、相談事業については、本来ならば、行政が対応すべき案件が非常に多いことから、当事業に対する行政の理解と協力をさらに求めていかなければならない。次に、協力については、災害廃棄物の処理については、先の東日本大震災や昨年の関東・東北豪雨を経験することで、廃棄物処理業界が行政や国民から災害廃棄物処理の専門家集団として広く認知されたところである。現在、東京都と災害廃棄物の処理協力に係る協定を締結しているが、今後とも必要な支援・協力は続けていかなければならない。

● 既存事業の確実な推進

既存事業については、これまでの実績や課題を十分踏まえ、よりよいものにしていかなければならない。

新規及び許可講習会については、受講者の問合せ等に適切に対応するとともに、窓口での接遇も丁寧に行い、非会員企業の入会のきっかけの場としても位置付けていく必要がある。

機関誌発行については、全国でも珍しく毎月発行していることの強みを活かし、協会活動と会員企業を繋ぐ重要な手段として、会員企業等にタイムリーかつ有用な情報発信に努めていかなければならない。

会員企業に対する講習会については、会員企業の要望等も踏まえ、計画的に実施していく。また、平成 27 年度新規事業として取組んだ「産業廃棄物処理実務者研修」や「医療廃棄物排出事業者向け研修」もさらに充実させていく必要がある。

専任相談員による相談事業は、昨年度 1 人増員し、平日全て対応できる体制を整えた。本事業は、会員、非会員に関わらず、また、排出事業者や行政等からの問合せにも対応していることから、当協会の公益的事業として大きな柱となっている。引き続き、より的確な対応ができるよう、充実させていかなければならない。

当協会委員会及び部の活動は他の委員会等とも連携しながら課題解決を図り、その成果は、時期を逸することなく会員企業へフィードバックしていく必要がある。

● 組織の強化

当協会が産業廃棄物処理業を営む専門家集団として、これまで以上に影響力・情報発信力を高めていくためには、会員の増強が必須である。このため、当協会活動のありとあらゆる場を活用して会員獲得に努めていかなければならない。

最後に、事務局としては、会長をはじめ役員の皆様のご指導の下、「事務局としてできることは何か」をモットーに業務を推進してまいります。会員の皆様をはじめ関係者の皆様のご支援を宜しくお願いいたします。

東京都功労者表彰『環境功労』を受賞

平成 27 年 10 月 1 日㈭、東京都庁第一本庁舎 5 階大会議場において「平成 27 年度東京都名誉都民顕彰式及び東京都功労者表彰式」が行われ、本協会の五十嵐和代常任理事（㈱五十嵐商会・第一輸送㈱ 代表取締役社長）が環境の保全に対する功績により、平成 27 年度東京都功労者表彰『環境功労』を受賞されました。

誠におめでとうございます。

平成 27 年度新規事業

電子マニフェスト導入実務研修会・個別導入相談会

東京都産業廃棄物協会は、平成 27 年 12 月 7 日㈪ 10 時より、エッサム本社ビル（千代田区神田須田町）において、『電子マニフェスト導入実務研修会』及び『個別導入相談会』を開催した。

当協会では、今年度の新規事業として、電子マニフェストの導入を検討している方などを対象に、パソコンを使用した操作体験セミナー、講義形式による導入実務研修会、面談形式による個別導入相談会を、㈶日本産業廃棄物処理振興センターの協力を得て、平成 27 年 10 月から 12 月にかけて計 5 回実施した。今回は最終回にあたり、導入実務研修会には 58 名が参加した。今年度の実施状況については別表を参照ください。

（取材・塩沢 美樹）

まず、午前中に行われた『**電子マニフェスト導入実務研修会**』では、電子マニフェストの仕組みやメリット・導入手続き・操作方法等が、パワーポイント資料をもとに説明された。

講師：古谷 茂生 氏
㈶日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター業務推進部サポートセンター室長

導入のメリットとしては、特に**事務処理の効率化**が大きく、排出事業者 1,000 ヵ所を対象としたアンケート調査によると９割以上が「電子化によりマニフェスト業務量が軽減した」と答えている。ある製造業者の導入事例では、紙マニフェスト運用の労務工程が 3,400 時間だったのに対し、電子マニフェストを導入したところ 400 時間に削減されたとのことだ。

電子化により、過去５年間に登録したマニフェスト情報を容易に照会できるうえ、約 400 項目にわたる情報を Excel にダウンロードすることが可能なため、必要なデータを集計、加工することができる。さらに、処理状況が一覧でき、マニフェストの入力漏れや紛失の防止となるほか、登録されたマニフェスト情報は「排出事業者と収集運搬業者」、または「排出事業者と処理業者」のそれぞれ双方の承認がないと変更できない仕組みであることから、**法令遵守やデータの透明性**もメリットであること等が説明されていた。

導入の流れについては、1. 事前準備、2. 加入単位の検討、3. 料金区分の検討、4. 運用方法の検討、5. 加入手続と試行運用の５つの手順に沿って詳しく説明された。例えば、加入の単位には①排出事業場単位で加入・管理する方法、②本社・支店の単位で加入し、複数の排出事業場（工事現場等）を管理する方法、③本社・支店の単位で加入し、加入者サブ番号を使用して管理する方法等があり、１事業場あたりのマニフェスト登録件数に応じて選択できるとのことだ。

講義終了後には、講師に個別に質問する受講生の列ができ、関心の高さがうかがえた。

14 時からは小会議室において『**電子マニフェスト個別導入相談会**』を開催した。引き続き古谷氏が担当し、面談形式で１相談者あたり 30 分を限度に、４名の方の相談を受けた。

電子マニフェストの詳細については日本産業廃棄物処理振興センターのウェブページをご確認ください。

☞ http://www.jwnet.or.jp

講義風景

講義後に質問を受ける古谷氏（右）

❖ 今年度の実施実績

開催日時		内　容	場　所	参加者
10月6日㈫	14:00~16:00	電子マニフェスト操作体験セミナー	Winスクール 新宿本校　大教室	15名
11月12日㈬	10:00~12:00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル　3階グリーンホール	37名
	14:00~16:00	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル　1階 小会議室102	３名
12月7日㈪	10:00~12:00	電子マニフェスト導入実務研修会	エッサム本社ビル　3階グリーンホール	58名
	14:00~16:00	電子マニフェスト個別導入相談会	エッサム本社ビル　1階 小会議室102	4名

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の平成 27 年度の認定業者が決定しました

平成 27 年 12 月 21 日
環境局
公益財団法人東京都環境公社

東京都が平成 21 年度から実施している優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者評価制度について、平成 27 年度認定業者が決定しましたので、お知らせいたします。

産廃エキスパート（トップランナー的業者）　50 社
産廃プロフェッショナル（中核的役割を担う優良業者）　31 社

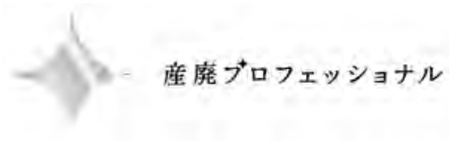

1　認定業者数

区　　分	認定業者数		業の区分		
		専門性（感染性廃棄物）	収集運搬業（積替え保管を除く）	収集運搬業（積替え保管を含む）	中間処理業
産廃エキスパート	50	5	27	22	17
産廃プロフェッショナル	31	6	21	10	8
計	81	11	48	32	25

（注）複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。
認定の詳細については、以下及び別紙認定業者一覧（PDF 形式：162KB）を参照願います。
〈一覧表省略〉
なお、認定業者の情報については、環境局・東京都環境公社のホームページでご確認いただけます。
※産業廃棄物対策課ウェブサイト http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/processor
※東京都環境公社ウェブサイト　http://www.tokyokankyo.jp

2　認定業者の拡大に向けた都の取組

1. 排出事業者等に対する認定業者の活用の促進
2. 処理業者を対象とした研修事業等の充実

問い合わせ先
（制度に関する問い合わせ先）
環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
電話　03-5388-3586
（認定に関する問い合わせ先）
公益財団法人東京都環境公社　優良性認定評価室
電話　03-3644-1381

東京都環境局　報道発表資料 [2015 年 12 月掲載] より

〔参考〕

認定の詳細

1　制度の概要

平成 21 年 10 月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度。
第 1 回の認定は平成 22 年 2 月に実施。今回は 7 回目の認定であり、認定期間満了となる平成 24 年度更新認定事業者の更新、平成 25 年度新規認定業者の更新及び新規業者の申請が対象。

認定区分	遵法性	安定性	先進的取組
産廃エキスパート	必須（100%）	80%	60%
産廃プロフェッショナル	必須（100%）	70%	-

2　制度のねらい

1. 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
2. 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
3. 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

3　認定の有効期間

新規事業者　　平成 27 年 12 月 21 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
更新事業者　　平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4　認定業者の総数

区　　分	認定業者数		業の区分		
		専門性（感染性廃棄物）	収集運搬業（積替え保管を除く）	収集運搬業（積替え保管を含む）	中間処理業
産廃エキスパート	164 (160)	28 (29)	78 (76)	81 (79)	82 (77)
産廃プロフェッショナル	94 (93)	14 (14)	67 (67)	26 (25)	24 (22)
計	258 (253)	42 (43)	145 (143)	107 (104)	106 (99)

（注）複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。
括弧内は、平成 27 年 11 月末現在の認定業者数

京都研修報告

～京都市の家庭系有害・危険物対策「移動式拠点回収事業」を視察～

中間処理委員会（碩委員長）は、前年より取組んでいる中間処理施設への異物混入防止に繋がる事業として、京都市に於ける家庭系有害・危険物対策の現地調査と施設訪問を実施する事となり、委員長以下 10 名が参加した。平成 27 年 11 月 27 日㈮に、京都市役所にて調査事業、移動式拠点回収事業の解説を受け、その後京都大学環境科学センターを訪問し、同日の夜、京都大学の学生との交流会の場を設けた。翌日の 28 日㈯には、移動式拠点回収事業の回収現場と廃棄物処理施設を訪問した。

京都市は「家庭系有害・危険物対策のための検討調査（平成 16 ～ 17 年度）」や、市民アンケート調査結果（平成 20 年度）から、「有害・危険ごみ」の排出に困っている市民が多いことが判明した。また、「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（平成 22 年策定）において、「徹底した分別によるリサイクルの推進」と「環境負荷を低減するごみの適正処理」の２つの基本施策の推進項目として「有害・危険物の回収」を掲げたこと等から、「有害・危険ごみ」の適正な回収システムの構築を図るため、平成 23・24 年度にモデル事業として回収を開始した。そして、モデル事業は市民に非常に好評であったことと、地域との「共汗（きょうかん）」により進める大変意義の有る取り組みであり、ごみの分別・リサイクルの意義を高める機会となることから、平成 25 年度からは本格実施している。

京都市役所にて原氏（奥中央）の解説を聴講

アンケートに回答された有害・危険ごみは回答の多い順に以下の通りとなっていた。1. 刃物・カミソリ、2. 塗料・溶剤、3. バッテリー、4. 灯油・ガソリンなど石油類、5. 消火器、6. 農薬（園芸用など）、7. 劇薬・毒物などの薬品類。

移動式拠点回収事業の本格実施後の回収品目は、有害・危険ごみは 4 品目で、1. 石油類、2. 医薬品・農薬、3. 化学薬品・塗料・ワックス・絵の具、4. 洗浄剤としている。中身の入ったカセットボンベ・スプレー缶は使い切る事を進め、購入時点での買い方の啓発など発生抑制を薦めている。市の資源物回収に合わせて実施されている。通常の資源物は、古紙・雑がみ・紙パック・使用済みてんぷら油・古着・乾電池・ボタン電池・充電式電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計・小型家電・記憶媒体類・インクカートリッジ・リユースびん・刃物類・使い捨てライターが回収されている。本事業と共に特別に回収される資源物としては、陶磁器製の食器・剪定枝が回収されている。

回収拠点と回収頻度は、元学区（もとがっく）※ごとに回収拠点を 1 箇所選定し、地域と調整のうえ、土曜日か日曜日または祝日に設定している。

回収場所は、約 60㎡のスペースが必要とされる。有害・危険ごみの回収場所では、危険物取扱者などの専門スタッフが応対し、資源物の回収場所では、受付・回収の他に、ごみ減量・リサイクル相談などがされている。対面で実施される為、2R（発生抑制やリユース）の直接的な啓発が可能となっている。また、市民のニーズを直接聞く貴重な機会となっている。本事業へは、「開催の頻度をあげてもらいたい」との意見が多くあるとの事で、市民ニーズの高い事業であることが確認できた。

移動式拠点回収の現場視察

ドイツでも同様の取り組みがされている。廃棄物は 839 種類に分類され、うち 405 種類を危険廃棄物、その他とし、管理が区分されている。委員会の有志で、ベルリン郊外に在る資源物と危険廃棄物の回収拠点の現地視察に参加した際も、それらの種類と量の多さに驚き、合理的な回収システムに関心した。京都、ドイツで共通して感じたのは、「人」によるところが多く、重要で在る点で、職員の人柄や、技術職員の教育や経験が求められる。

京都での夜の食事では、京都大学の学生達との交流の場を設けた。東京の中間処理業者が豊かな社会の影で活躍している処理現場での話しや廃棄物ならではの困難な課題についてなどを話し、一方で、京大生が考える将来のことを聞き、共に有意義な場となった。参加した委員からは、次年度にも同様な事業を継続すべきとの声が上がり、それぞれの立場での成果が確認された。

（㈱ハチオウ　森　雅裕　記）

※ 16 世紀に起源をもつ地域的な自治組織＝町組（ちょうぐみ）をもとに、明治初頭に編成された小学校区のこと。学制の改編等により通学区とは重ならなくなった今も、「元学区」と呼ばれ、京都独自の住民の自治単位として機能している。

部内勉強会で「部員会社紹介」と「講演会」を開催

乙顔副会長『女性部に期待すること・私の経営理念』
赤石副会長『海外における事業展開のポイント』

平成 27 年 12 月 17 日㈭ 15 時より協会会議室において、「部内勉強会」及び「講演会」を開催した。前半は恒例の『部員会社紹介』として 3 名が自社の特徴等を説明した。後半は当協会の乙顔副会長、赤石副会長が講演を行った。乙顔副会長は、当協会役員に就任して 20 年の経験から『女性部に期待すること、私の経営理念』を、また、赤石副会長は、静脈産業の海外進出の草分け的な存在として永年にわたり中国で事業を展開してきた経験から、苦労した点や今後の展望等を講演した。会場には高橋会長も駆けつけ、出席した部員たちは真剣なまなざしで聴き入っていた。　（取材・塩沢 美樹）

部員会社紹介

有限会社 アーク

発表者　志賀 百合子

本社（埼玉県吉川市）、埼玉営業所（越谷市）、東京営業所（足立区）において、主に産廃及び特管産廃の収集運搬業を営んでいる。平成 27 年本年 10 月には、中間処理場（足立区）の操業を開始した。「廃棄物を資源へ」を理念に、リサイクル推進に力を注いでいる。

JFE 環境 株式会社

発表者　永吉 慶子

設立から 38 年目を迎えた。本社（神奈川県横浜市）は親会社の JFE エンジニアリング㈱の敷地内にあり、主に産廃収集運搬から処分まで行っている。また、一廃（蛍光灯・乾電池と横浜市の廃プラスチック）も受託している。2013 年に低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の大臣認定を取得、また、今後拡大が予想される蛍光灯のリサイクルにもさらに注力していく。

志賀さん

永吉さん

芹澤さん

株式会社 タケエイ

発表者　芹澤 典子

1977 年創業、東証マザーズ上場を経て、2012 年 7 月に東証第一部に上場した。主に建設系産業廃棄物のリサイクルを中心とした処理事業を首都圏で展開している。近年は間伐材や果樹栽培で発生する剪定枝等を有効活用した木質バイオマス発電に着目し、平成 27 年 12 月から子会社が売電を開始した。今後は廃熱や CO_2 を農業に活かすなど、持続可能な社会づくりに貢献できる事業を拡大・発展させていく。

講演会

女性部に期待すること・私の経営理念

講師：　協会副会長　乙顔　均　氏
（松田産業㈱　参与）

講演の前半は、当協会の理事・副会長を歴任し、今年で 20 年目を迎えた乙顔氏が、女性部に期待することは「永続的な活動」であるとして、その実現のために重要なこととは何かをテーマに、協会役員の視点から講演した。

まず、協会のすべての委員会・部会はひとつの方向を向いて活動すべきである。従って、女性部も協会という「組織」の中における立場や役割を常に確認しながら活動してほしい、として、①協会規程と他の委員会・部会活動の各々の指針の確認、②一般社団法人の主たる目的は「会員のための事業」であることを念頭

乙顔氏（右）と二木部長（左）

に置くことが重要だと説明した。

一方で、女性部が年 1 回程度実施している「環境教育」は、親子で参加できるという点で「公益的事業」の側面がある。他の委員会・部会活動にはない特色があり大変興味深いので、今後も女性ならではのアプローチで、この業界になじみの薄い女性や子供等にも、協会の存在を広めてほしいとした。このほか、他の委員会・部会と「合同の活動」を増やすことや、「情報共有化」の重要性等についても説明されていた。

後半は、会社経営者の視点から、「私（弊社）の理念」をテーマに、①１≠１（＜１）　１＋１＞２、②適性についての直感は当る、③PC 対 PC ではなく人対人、④創業者の社是・社訓を遵守せよ、⑤複数の仕事を並行して進めよ、⑥海外との交渉は明文化で、でも相互理解、の６つが紹介された。

抜粋すると、会社（仕事）というものは、１人がいくら頑張ってもその成果は１未満だが、２人以上集まれば２以上の結果を得ることができる。人材の配置には「適性」を考慮することが重要だ。

講演会場

パソコン対パソコンのコミュニケーションでは、相手に十分に伝わらない。人と人との対話で業務を作り上げることが大事。複数の仕事を並行して進める際、進捗状況を都度、ノート等に「手書きで」まとめるとよい。どんな仕事がどこまで進んでいるのか、パソコンがなくても「いつでもどこでも確認できる」からだ。パソコンを使おうとすると、事後処理になりがちなので、あえて手書きがオススメだそうだ。

最後に、ドイツとの合弁事業に永年携わり、ドイツ人との親交が深い乙顔氏ならではの、外国人とのつきあい方が伝授された。

言葉や習慣の違う外国人と仕事をするとき、最も大切なことは「文章にする」ことだそうだ。外国語だからとわからないままにせず、何度も読んで「確認」を怠らないことが成功の秘訣とのこと。

たとえ人種や宗教は違っても、人間と人間。コミュニケーションをつくせば、必ず理解は得られる。仕事においても、また、一人の人間としても、「人と人との対話が大事」という乙顔氏のメッセージが伝わる講演であった。

海外における事業展開のポイント

講師：　協会副会長　赤石 賢治　氏
（㈱三凌商事　代表取締役社長）

三凌商事は 1991 年（平成 3 年）に中国・北京市に合弁会社を設立して以来、活性炭・有機肥料等の輸出入貿易業務などの事業を展開してきた。赤石氏は、その 20 年以上にわたる実績と経験から、進出当初の苦労や注意点、現地の環境事情などについて講演した。

同社は、主に自社の脱臭装置に使用する活性炭を、自ら製造し輸出する目的で、91 年に北京市に合弁会社を設立した。当時、外国人は専用通貨（兌換元）しか使用できないなど、様々な制約がある中での事業開始であった。

その後、同社は、食品リサイクルによる有機肥料の販売先としても中国市場に着目し、95 年に天津市で合弁会社を設立、追って 98 年には同社の堆肥化施設（神奈川県愛甲郡愛川町）も完成し、事業は順調に推移していた。ところが、99 年、突然の法律改正により有機肥料の中国への輸入が全面禁止となってしまったため、主要な販売先を失うこととなり、大変に苦労したそうだ。

2006 年ごろから活性炭大手メーカの進出により、自社買い付けの使命は終わったとして、北京支社を閉鎖することとなったのだが、閉鎖の申請から手続終了まで 2 年半もかかり、その間、連絡事務所の人件費・家賃・税金等の経費がかかったそうだ。「海外進出にあたっては撤退時のことも考えておくべき」と、貴重な体験談を聴くことができた。

続いて、日本で大きな関心が寄せられている PM2.5 について言及し、その発生源は中国がエネルギー源の大部分を賄っている石炭、しかも硫黄分を含む有煙炭であるとのこと。火力発電所や自動車の排ガスに加え、人口の急増する都市部周辺では、煮炊きや暖房に利用される石炭ストーブのばい煙がスモッグとなって、一日中、上空を漂っているのだそうだ。あまり知られていないが、PM2.5 は酸性雨の原因ともなるので注意が必要とのことだ。

赤石氏

同社は、中国での廃棄物処理事業も視野に入れていたが、90 年代当時、ごみ（食品残さ）は家畜のえさや肥料として畑に戻されるため、街中に「ごみがなかった」ため断念したそうだ。近年は、生活ごみがほぼ全量埋立てられていることから、埋立地は間もなく満杯と言われている。ごみ処理が人口増に追いついていない現状など、なかなか知ることのできない現地事情も聴くことができ、大変興味深い講演であった。

表紙の言葉

●**今月の写真**：ヒレナガネジリンボウ（ハゼ類）
〔学名：Stonogobiops nematodes (Hoese and Randall, 1982)
英名：Black-ray goby〕
●**撮影者**：阿部 秀行 氏　●**撮影地**：沖縄県座間味　水深 20 m
●**生息域**：伊豆以南の砂地　体長 :4cm
●**撮影者コメント**：ハゼ類で砂に穴を掘ってエビと共生しています。エビはせっせと穴を掘り巣作りし、ネジリンボウは敵が来ないかと見張っています。だから警戒心が強く、近づくと穴に引っ込んでしまいます。黒の横線が斜めに入っており螺旋のように見えるのでその名がついたようです。同種でネジリンボウがいますが、背ビレが長いのでヒレナガと名付けています。撮影のコツは何しろ静かに海に同化することです。

委員会報告

中間処理委員会（碩委員長）

平成 27 年 12 月 4 日㈮ 15 時より、8 名の委員によって開催した。

・11 月 27 日㈮～ 28 日㈯に開催した京都市研修会について、報告、意見交換を行い、成果等をまとめた。
・平成 28 年度の委員会活動計画について、原案のとおり承認した。
・東京都廃棄物審議会は、現在、東京都廃棄物処理計画の改定に向け、パブリックコメントを実施している。処理計画（中間のまとめ）の適正処理困難物・危険物に係る記載等について、情報交換、意見交換を行った。

次回は、平成 28 年 3 月 4 日㈮ 15 時から開催する。

中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉（森リーダー）

平成 27 年 12 月 7 日㈪ 15 時より、5 名のメンバーによって開催した。

・協会発行の「廃棄物への危険物混入防止パンフレット」の配布状況、効果などについて意見交換した。今後は、マニフェスト引渡し時にもパンフレットも添えて渡したり、種類によっては、自然発火などの恐れもあることから、協会パンフレットに自社製のパンフレットを 1 枚差し込むなどしていきたいと報告があった。
・来年度の活動計画については、水銀や揮発性溶剤などの検討策や関連施設の見学の実施について課題整理した。
・東京都廃棄物審議会が、現在、東京都廃棄物処理計画の改定に向け、パブリックコメントを実施していることを受け、処理計画（中間のまとめ）の適正処理困難物・危険物に係る記載等について、情報交換、意見交換を行った。

青年部（相川部長）

平成 27 年 12 月 16 日㈬ 15 時より、14 名の幹事により幹事会を開催した。

まず、総務委員会より 11 月分の収支報告があった。続いて研修委員会からは、11 月 18 日㈬に収集運搬委員会と合同開催された研修会のアンケート結果について報告があり、また、平成 28 年 2 月 10 日㈬の新年研修会について決定事項が報告された。

その他、相川部長より正副部長会議の報告、平成 28 年度の活動方針、職務分掌、役員候補等の新体制について報告があり、幹事による協議が行われた。

次回の幹事会は、1 月 22 日㈮ 12 時 30 分より TKP 表参道ビジネスセンター 8 階にて開催する。

新入会員紹介

東京海上日動火災保険㈱

本店営業第三部長　**池田基己**

賛助会員　**損害保険業**

〒 100 － 8050　東京都千代田区丸の内 1 － 2 － 1
☎ ０３（３２８５）１８２２

エコスタッフ・ジャパン㈱

代表取締役　**田部和生**

賛助会員　**調査・コンサルティング、ネットワーク運営、教育研修**

〒 103 － 0025　東京都中央区日本橋茅場町 1 － 11 － 7　大成ビル 3 階
☎ ０３（５６４３）７２２２

つぶやき

「東京都廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）」より

困難だが避けられない課題「災害廃棄物と家庭系有害・危険廃棄物」

平成 27 年 11 月 27 日㈮開催の東京都廃棄物審議会にて「東京都廃棄物処理計画（2016 年から 2020 年）の改定について（中間のまとめ）」が取りまとめられた。計画の基本的考え方として、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要としている。従来からの課題に加えて、「資源ロスの削減」、「エコマテリアルの利用」、「災害廃棄物対策」などが個別の施策として取り上げられている。

第 4 章の主要な施策 4 には、「廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」として、「廃棄物の処理過程や資源循環のプロセスにおいては、環境汚染が生じることのないよう」と説明を加え「これまで以上に適正処理のための取組を強化していくべきである。そのためには、廃棄物の排出者である都民の意識、排出事業者責任の向上を図ることが必要である。」と、まとめている。その中で、「有害廃棄物等の適正処理」が具体的施策の一番目に掲げられ、①水銀含有廃棄物、② PCB 廃棄物、③廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物、④適正処理困難物・危険物が取り上げられた。PCB、廃石綿への対応は過去からの取組により一定の成果が出ている。

一方で、「水銀含有廃棄物」と「適正処理困難物・危険物」は、東京都及び、区市町村としては対応困難な課題であり、災害廃棄物対策も極めて困難な課題と思われる。

中間のまとめでは、「適正処理困難物・危険物」の説明として、「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、人の生活環境や環境への影響は大きい。家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。」とまとめた。そして、「これまで処理されずに保管されている適正処理困難物や有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭系危険ごみや中小事業所の廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。」と、自治体としての具体的対応の必要性が検討されている。

今後、東京都が方向性を示したとしても、実際には区市町村にその実施が委ねられている上では、どこまで可能なのか？都内での広域連携はとれるのか？など実現に向けたハードルの高さを感じると共に、何がしかの形で、東京都主導による広域的・包括的なコントロールの必要を感じる。

このことは、災害廃棄物対策に於いても同様と考えられる。首都東京の災害時の早期復旧が重要なことは、誰しも異論が無いところと思うが、これには、相互の広域支援体制が必須である。区市町村がバラバラにならないよう、東京都の強い主導力と調整力が必須と思われる。

「有害・危険物等の処理が困難な廃棄物」が、平常時の生活環境にあたえる影響が大きいことは廃棄物審議会の中間のまとめの通りであり、恐らく災害時においても同様で、これらが首都東京の早期復旧の障害となることも想像できる。災害廃棄物には、量的課題（がれき等）に、質的課題（有害・危険廃棄物）が混在している。これらが混合した廃棄物となると、保管場所、維持管理方法、処理方法などで都内は苦労する事になると思われる。できる限り、平常時から有害・危険な廃棄物が処理され、それらの潜在的ストックが削減され、二次災害のリスクが軽減される事が望ましい。例えば、使い残した灯油、燃料用アルコール、塗料、シンナー、ラッカーなどの削減は火災予防になり、農薬、除草剤、防虫剤、殺虫剤、殺鼠剤、塩酸など取扱いに注意を要するものも少なくないと思われる。平常時も災害時も、それら質的課題（有害・危険性）の廃棄物の適正な処理の道筋が明確になっている事が極めて重要な課題である。そして、都民や排出事業者が適正な分別と排出をする事で、災害時での二次災害を予防する環境整備が都内において進められることを望む。2020 年までの 5 ヵ年計画でどこまで進展する事ができるか、廃棄物審議会での現実的対策に向けた検討に期待する。

（都内在住在勤の 50 代）

作者註：民間委託ではなく、本当に公共がやらなくてはならない事業とは何か・・・

出典「ハイムーン工房のホームページ」より

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 93

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	走行中	大通りを走行中、歩道を走っていた自転車が急に車道に出てきて接触しそうになりヒヤリとした。	安全確認は車道だけでなく、歩道にも目を向けて走行する。
2	一般道路で	走行中	雨の中、電柱を避けようとした傘をさした歩行者が、急に飛び出してきて接触しそうになった。	雨天時は視界も悪くなるが、ワイパーを使い、周りの状況を確認しながら、無理な運転をしないようにする。
3	一般道路で	走行中	前車がウインカーを点けずに急に右折したため、追突しそうになった。	車間距離を保って走行する。
4	高速道路で	走行中	高速道路上、急カーブの先が予告なしの渋滞になっていた為、急ブレーキをかけて追突を免れた。	先のことを予測して、その先で何かあるだろうという運転を常にする。
5	高速道路で	走行中	右前方を走行していた乗用車が、ウィンカーも出さずに突然割り込んで来た為、接触しそうになった。	車間を十分に空けて走行し、急な割り込みにも対応できるようにする。
6	現場で	バック走行中	暗い現場内でバック時、左側後方にミラーで障害物を確認した為、再度降車をして確認してからバック走行を再開した。	停車時と状況は変わっていることもあるので、バック走行をする際は、目視確認を徹底する。
7	現場で	作業中	コンテナを引き上げる際、坂道の左右傾斜の角度が違う為、レールにうまく乗らずに脱輪しそうになった。	ハンドル操作を上達させるとともに、コンテナを降ろす際は場所をしっかり確認し、適した場所に降ろすようにする。
8	現場で	車両誘導中	現場で車両誘導中、突然作業員が横切ってきて車に接触しそうになった為、急いで車を止めた。	誘導時は、車両が動いているという事を周りに知らせるようにする為、声や笛で注意を促し、人払いを徹底させるように心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

協会の主な今後の日程

（平成 28 年 1 月 6 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
1	13	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			常任理事会　13:30 ～ ／　第 24 回理事会　14:30 ～	協会会議室
	15	金	全産廃連 ; 理事会 13:00 ～	明治記念館
			全産廃連 ; 社団法人化 30 周年記念講演会 15:00 ～ ／新年賀詞交歓会 17:00 ～	明治記念館
	19	火	安全衛生推進委員会　15:00 ～	協会会議室
	21	水	女性部　幹事会　16:00 ～	ルノアール貸会議室 四谷店
	22	金	青年部　幹事会　12:30 ～	TKP 表参道ビジネスセンター内
			新春講演会　16:00 ～　／　賀詞交歓会　18:00 ～	青山ダイヤモンドホール
	25	月	法制度検討委員会　15:00 ～	協会会議室
	26	火	関東ブロック青年部　幹事会　15:00 ～	協会会議室
	29	金	全産廃連 ; 第 2 回全国正会員事務局責任者会議 13:30 ～	アジュール竹芝
2	4	木	27 年度第 2 回「適正処理懇談会」 15:00 ～	ベルサール西新宿
	10	水	広報委員会　10:00 ～	協会会議室
			青年部　新年講演会　14:30 ～　／　賀詞交歓会　18:00 ～	東京国際フォーラム
	12	金	主催･全産廃連 「産業廃棄物処理実務者研修会」（当協会:協力機関）	ベルサール西新宿
	15	月	収集運搬委員会　15:00 ～	協会会議室
	18	木	平成 27 年度第三回安全衛生研修会　14:30 ～	フォーラムミカサエコ 7 階ホール
			研修会終了後～　安全衛生推進委員会	〃
	19	金	女性部　平成 27 年度「関東地域女性部会交流会」	主催 : 東京
	26	金	全産廃連 ;　全国正会員会長・理事長会議　（兵庫県）	ホテルオークラ神戸

講師余談・古代史散歩

外交の始まり：古代日韓関係

日本外交の始まり　ヤマト王権の大王墓が、奈良盆地東南部から突然、奈良盆地北部の佐紀の地に移動したのは4世紀半ばのことだ。大王墓が移動した理由は諸説あるが、その後、引き続いて河内・和泉への移動も含めてみると、大陸・朝鮮半島との関わりも考えなくてはいけない。前にも触れたが、朝鮮半島南部の加羅又は伽耶といわれた地域から出土する倭系遺物は、2～3世紀のものは北部九州で製作されたものが多かったが、4世紀になると畿内ヤマトのものに変わり、半島の伽耶地域との交流の当事者が北部九州勢力からヤマト王権の勢力に代わったとみられるのだ。

しかし、それはまだ地域と地域の交流、あるいは経済的・文化的な交流・取引であって、国と国との政治権力を背景とした関係などではなかったと考えられる。やがて、北部九州を含めた列島の広い範囲をヤマト王権が政治的に統合し、倭王権として半島との交流ルートが掌握・管理され、必要があれば武力も動員される状況になっていったのが4世紀半ばのようだ。3世紀初めの邪馬台国の卑弥呼の外交のような、地域レベルにとどまるものではなく、国家らしき形を整えて、倭王権が日本の武力も含めた対外関係を考え、取り仕切る、つまり日本外交の始まりといえる。

謎の4世紀を知る手がかり　古代東アジアでは、超大国である中国で強大な帝国が出現すると、周辺地域への圧力が強まり、周辺地域では国家的統一や権力の集中が進むようになり、中国が分裂時代に入り対外圧力が弱まると、周辺地域もまとまりが弱まるという傾向があった。3世紀の邪馬台国のあとは、中国が分裂時代に入り、中国皇帝と倭との交流がなくなり、中国正史から倭の記述がなくなる。このため、当時の古代日本の状況がわからなくなり、「謎の4世紀」などと呼ばれる。

ところが、わずかに二つだけ同時代を証言する文字記録がある。その一つが奈良県にある石上神宮（いそのかみ）に伝わる大変珍しい形をした「七支刀（しちしとう）」に象嵌（ぞうがん）された銘文だ。「七支刀」は参考図1のとおり、剣身に左右3本ずつ枝を出し、計七つの枝をもつ長さ約75㌢の鉄剣で、表と裏に計61文字の漢文による銘文が金象嵌されている。当時の日本では及びもつかない高度の技術を駆使した逸品だ。日本書紀の神功紀には「七枝刀（ななさやのたち）」と記されている。

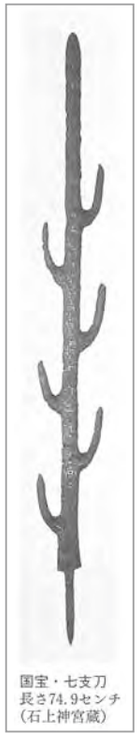

国宝・七支刀
長さ74.9センチ
（石上神宮蔵）

図1

銘文の大意は、〔表〕泰和（太和）4年（369年）5月16日に、よく鍛えた鉄で七支刀を造った。この刀は多くの災厄を避けるもので、倭王が持つにふさわしい。・・・〔裏〕これまでこのように立派な刀はなかったが、百済王の世子（太子）奇生（貴須王か）が、倭王のためにわざわざ旨く造った。後世まで伝え示されたい。というもの。

七は古代から縁起の良い数　百済王の世子が倭王にこの刀を贈ったということは、この時点で倭国と百済（南朝鮮西部）の間で正式な国交があったことを示す。この銘文に対応する記事が日本書紀の神功紀52年9月条（372年）にあり、百済が倭（ヤマト王権）に献上したとされている。だが、銘文には朝貢を意味する文言は見当たらず、両国の外交関係は対等であったとみるべきだ。七支刀は同盟の証だったのだ。

刀の枝の数が七つとされているのは、古代から東アジアにおいて、七という数が大変縁起の良い数とされていたことを物語っている。まさに、七福神の七である。特異な形であるため、実戦に用いるとか佩刀は想定されておらず、石上神宮では呪刀として扱われ、祭儀に用いられてきたようだ。祭儀では長い柄を装着して鉾として用いられている。七支刀は悪しきものを振り払う僻邪の鉾でもあったのだ。（図1『大王から天皇へ』33頁）

4世紀の半島と日本の外交関係　いま、日韓関係が大変注目されているが、謎の4世紀において、日韓はどういう関係だったのか？超大国中国の圧力が弱まっていた時代であったため、半島にはいくつかの国が建てられ、北には強国・高句麗（こうくり）、その南には建国間もない新羅（しらぎ）と百済が東西に並ぶ。南端には伽耶諸国が百済・新羅両国に挟まれる形で連なっていた。半島は三国時代に入ったばかりである。（図2『大王から天皇へ』36頁）

314年、高句麗が帯方郡（ソウル辺り）を滅ぼし、中国王朝の勢力を半島から追放したのだが、342年に半島の付け根にあたる南満州の前燕（ぜんえん）に大敗する。挫折を味わった高句麗は、その後南下策をとったため、半島情勢はにわかに緊迫化、新羅は高句麗に接近し、百済と伽耶諸国は倭政権と結んで高句麗に対抗する。

4世紀末の朝鮮半島
百済は高句麗と戦い、倭に接近した

図2

古代の日韓同盟、なぜ結ばれた？　当時の倭（ヤマト王権）は、巨大前方後円墳を続々と築造はしていたものの、王権は連合体制であり中央集権化も軍事力の動員体制もまだ十分でなかった時代なのだ。なぜ、ここで倭政権が出てくるのか？実は、半島南部・伽耶の地域は古くからの鉄の産地であり、周辺国は競ってそれを手にしていた。列島の人々は、加工技術は身に着けていたが製鉄技術はまだ会得しておらず、農耕や武力の基礎となる鉄器も、素材はすべて半島から供給されている状況にあった。

高句麗の南下は、伽耶の鉄資源が抑えられてしまうことを意味し、百済や伽耶諸国とともにヤマト王権にとっても一大事であった。ヤマト王権にとっては、伽耶の鉄資源を独占的に入手し、それを各地の連合部内の勢力に分配・供給することによって権力基盤が支えられていたため、王権の命運を左右しかねない事態なのだ。こうして利害は共通し、同盟関係を結ぶに至る。古代の日韓同盟ともいえるものだが、倭国は、海を渡って兵力を送るだけの力があったのだろうか？無理はないのか？

利害と信義による軍事同盟　半島における倭系遺物は、質・量ともにかなりのもので、伽耶の地域に集中し、現地で時間とともに変化も遂げている。このことは、かなり大勢の倭人、しかも畿内ヤマトの人々が移住し、定住化していたことを示している。半島の先進文化を受け入れるだけでなく、積極的に伽耶に出かけていき先進的技術などを吸収し、継続的にヤマトに持ち込んできていたようなのだ。それも、時間をかけて地元の伽耶の人々と信頼関係を築き上げながら。こうした倭に対する信頼を背景に、強大な高句麗に対抗するため伽耶の諸国や百済から協力・応援が求められ、倭王権も意気に感じて同盟に応じ、限界とも思える多くの兵力派遣にも応じたのだ。

（古川 芳久）

*『大王から天皇へ』熊谷公男（2008年講談社学術文庫：日本の歴史03）
*『私の日本古代史（上）』上田正昭（2012年新潮選書）

法律相談

弁　護　士
芝田麻里

不採算性部門の切離しの手法としての M&Aと業の許可

Q　私（甲）の会社（A 社）は、東京を拠点として 30 年前から建設廃棄物等の収集運搬及び中間処理を行っている会社です。20 年前に埼玉のあるところに土地を購入し、埼玉事業所を立ち上げ収集運搬及び中間処理の許可も取得しました。数年前には施設をかなり入れ替え新しいものにしました。そのせいでかなり借金を作ってしまいましたが、なんとかなると思っていたのです。

ところが、その後私が病気になり、後継者をきちんと育てていなかった私の落ち度でもありますが、代わりにいろいろと目配りをできる人間がおらず、数年前の設備投資で作った借金は減るどころかいつの間にか膨らんでしまいました。正直、埼玉事業所を立て直す気力がありません。

事業を縮小して会社全体を立て直してから誰か会社を継いでくれる人を探したいと思います。このままでは、埼玉事業所が足を引っ張るばかりとなってしまうと思っているのですが、何かいい方法はないでしょうか。

解　説

1　不採算性部門に対する対応方法

(1)　採算が合わない原因は何か？

会社に採算性の悪い部門がある場合、不要なコストが生じているせいなのか（コストカットする余地があるのか）、営業に問題があるのか等、まずその原因は何かを探るところから始まります。そして、その結果、何らかの対応を行うことによって当該部門の採算が合う見通しを立てられるのであれば、その見通に向かってひたすら立て直しを図ることになります。

ところが、コストカットを行っても、営業を改善しても、赤字が膨らんでいく一方で、どうやらその事業で採算を合わせることは困難であることが判明した場合、その事業はその会社にとって残しておくべきではない事業ということになります。その場合、どのようにすべきでしょうか。

(2)　不採算部門の切り離し

まず、不採算部門を閉鎖することが考えられます。すなわち、その部門で行っていた業務をやめることです。設問からいえば、埼玉事業所で行っていた営業をやめ、事業所の稼働を停止することになります。稼働していない事業所に人を置いておく必要はありませんから、人も引き上げることになるでしょう。そうすると、そこは誰もいないオフィス建物及び施設が残ることになります。人がいないところにオフィス建物と施設があっても意味がありませんから、これらを売却することを検討することになります。設問の場合は土地も購入していますから敷地土地（底地）の売却も検討することになります。また、敷地土地とオフィスの売却は通常の不動産売却と同様に考えられるかもしれませんが、産業廃棄物の中間処理施設については、業務を同じくする産廃業者に売却しなければ意味がありませんので、業務内容を同じくする産廃業者に対する売却を検討することになります。

撤　　退
↓
業務の停止及び人の引き揚げ
↓
オフィス建物（土地）と施設の売却

(3)　知的資産の承継

ところで、単なる土地建物及び施設の売却で良いのか、という問題があります。すなわち、ある程度その場所で継続的に事業を行っていた会社であれば、その地域での顧客とのネットワークがあるでしょうし、その地域での行政や住民と築いてきた信頼関係もあるでしょう。これらはいわゆる「のれん」とも呼ばれます。地域の顧客とのネットワークを考えれば、顧客と信頼関係を築いてきた営業担当者にも着目したいところです。

このような顧客とのネットワーク、企業としての信頼、組織、人材など目に見えない資産のことを「知的資産」ということがありますが、この知的資産の承継をどうするかという問題があります。その会社の知的資産価値が高いものである場合、なるべくその知的資産価値を活かした承継を考えたいところです。

その場合、方法としては、事業譲渡、会社分割、吸収合併といった手法があります。これらの手法を併せて会社再編であるとか M&A と呼ぶことがあります。M&A とは merger（合併）と acquisition（取得）の略称です。

事業譲渡　　会社分割　　合併

(4) 会社再編の手法（M&A の手法）

ア 事業譲渡

事業譲渡とは、その会社で営んでいる事業の全部又は一部を譲渡することであり、「事業」とは、のれんや取引先などを含む、ある事業に必要な有形的・無形的な有機的一体としての財産のことをいうとされています。また、判例上は、この事業譲渡により、譲渡人は、事業譲渡契約において特段の合意がない限り、譲渡日から 20 年間は同一市町村において譲渡した事業と同一の事業を行ってはならないとする競業避止義務を負うことになります（商法 16 条、最高裁昭和 40 年 9 月 22 日）。

イ 会社分割

会社分割とは、ある会社（X 社）が複数の事業を営んでいる場合、そのうちの一部の事業を会社から分割して､既存の他の会社（Y 社）に承継させることをいいます（吸収分割）。分割した事業を承継する会社（Y 社）を新しく設立する場合もあり、この場合を新設分割といいます。

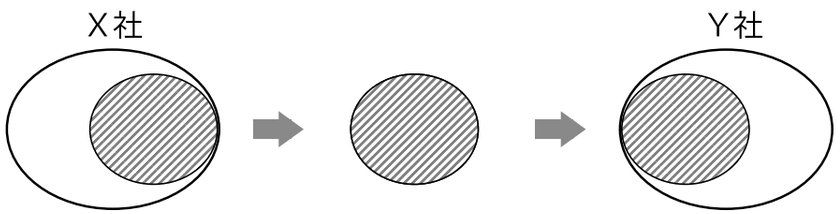

ウ 合併

合併とは、二つ以上の会社が、一つの会社になることをいい、「人の結婚」になぞらえて「会社の結婚」ともいわれます。合併には、①合併前のそれぞれの会社は消滅して、新会社が設立される新設合併の場合と、②一つの会社が存続をして、他の会社が存続会社に吸収される吸収合併の場合があります。

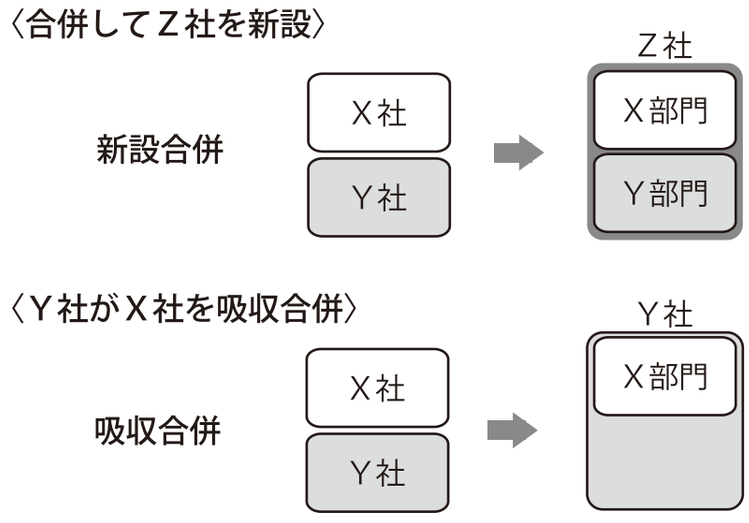

エ 各手法の違い

各手法の違いとしては、大きな点は、債権・債務の承継があるか、個別の財産移転手続が必要か、従業員の雇用が承継されるかなどです。

また、産業廃棄物処理業者の M&A の場合には、業の許可が承継されるか否かが重要な考慮要素となります。この点、事業譲渡及び会社分割では業の許可は承継されず、吸収合併の場合のみ業の許可が承継されることになります（新設合併では承継されません）。

非常にテクニカルな手法になりますが、分割会社である X 社の事業を目的事業とそれ以外に分割し、目的事業のみを X 社に残したうえで、X 社の全株式を Y 社が買収する場合、X 社から目的事業以外の事業が失われただけで X 社の地位は何ら変わりがないことになりますから、X 社の許可を Y 社が実質的に承継できることになります（変則的会社分割）。

2 設問の検討

(1) 事業譲渡、会社分割、合併の検討

設問の場合、A 社には東京事業所と埼玉事業所があり、A 社の経営者である甲は埼玉事業所を手放したいと言っています。そこで、埼玉事業所を A 社から切り離す手法を検討することになりますが、A 社から埼玉事業所を切り離す手法としては、①事業譲渡、②会社分割が考えられます。M&A の手法として、合併もご紹介いたしましたが、設問の場合、A 社が他社を合併しても意味がなく（埼玉事業所の切離しにならない）、他方、A 社は他社へ吸収され自社が消滅することを検討していませんし、他社との合併によって新しい会社を設立することも A 社の状況にそぐわないこととなりますので、合併は検討対象から外れることとなります。

(2) 事業譲渡と会社分割いずれの手法によるべきか

ア 業の許可は承継されるか

では A 社は事業譲渡と会社分割のいずれの手法を取るべきでしょうか。

A 社にしてみれば、埼玉事業所の切離しができれば良いと考えれば、事業譲渡でも会社分割でも良いことになります。

しかし、A 社としては、もっとも高い価格で埼玉事業所を売却できる手法を検討するべきであり、どちらが高い価格がつくかという点から事業譲渡と会社分割を検討することとなります。そして、事業譲渡ないし会社分割で業の許可が承継されるのであれば、その手法がもっとも高い価値のある手法ということになりますが、前述のように事業譲渡ないし会社分割では業の許可は承継されません。

なお、A 社を東京事業所と埼玉事業所に分割したうえで、東京事業所を他社に売却ないし分割譲渡し、埼玉事業所を A 社に残したうえで、A 社の全株式を取得したいという会社（B 社）があれば B 社は埼玉事業所の許可を承継することになりますが

（変則的会社分割）、A 社は東京事業所を主たる事業所として存続を検討しているので、この手法は使えないことになります。

そこで、業の承継ができないという観点からは事業譲渡と会社分割は差がないことになります。

もっとも、中間処理施設の設置許可については、施設の譲受について都道府県知事の許可を得れば許可施設設置者の地位を承継するとされています（処理法 15 条の 4、9 条の 5 第 1 項、第 3 項）。ただし、処理施設の譲受にあたって要することとされている譲受の許可の基準は、処理施設の設置許可と同じであり（法 9 条の 5 第 2 項、8 条の 2 第 1 項）、容易ではありません。

イ 債務の承継

事業譲渡では A 社の埼玉事業所の債務があっても事業譲受会社（B 社）は原則として債務を承継しません。これに対して会社分割の場合には、B 社が埼玉事業所の債務を承継することになります。

そのため、会社分割の手法による場合、譲受会社では分割会社（A 社）の債務状態を詳細に調査確認する必要があり、調査漏れが合った場合には債務負担のリスクを負うことになります。

ウ 財産移転手続の必要性

事業譲渡においては個別の財産移転手続が必要ですが、会社分割においては不要です。この点、会社分割の方が手続が簡便であるといえます。

エ 従業員の雇用の承継

事業譲渡の場合は原則として譲受会社に承継はありません。もっとも譲渡会社と譲受会社との間で従業員の雇用を承継することについて合意があり、従業員との合意があれば承継されます。

一方、会社分割の場合は、分割契約書に雇用関係の承継の有無について記載があるか否かによって異なります（労働承継法 2 条）。すなわち、分割契約に承継会社が雇用関係を承継する旨の記載がある場合には雇用契約が承継されます（ただし、一時雇用の労働者は除く）。

その事業所の従業員も含めて譲渡ないし分割対象事業の価値を高めているものであることに着目すれば、従業員も含めて譲渡したほうが価値が高く評価される場合もあります。しかし、事業が地元に根付いていないなど、営業担当者などを残す価値が低いと考えられた場合には価値が低く評価されることになります。従業員の持っている技術、ノウハウなども評価の対象となるでしょう。承継する価値がないと判断された場合には、承継会社にとっては雇用関係の承継がない方が労働関係の問題を引き継ぐ心配がないので承継しないほうが良い、という判断になる可能性があります。

従業員の雇用の問題は、譲渡会社（A 社）が譲渡を望む場合には、従業員とともに事業譲渡ないし会社分割を行うことが承継会社にとってメリットがあることを分かりやすく説明することが必要になってきます。

事務局だより

皆様、明けましておめでとうございます。

本年も事務局職員一同ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

昨年暮れの朝日新聞の「折々のことば」欄に面白いのが載っていた。「『生きているうちは、ひとは世のなかの役にたってしまう』。犯罪者だって、警察が動けばガソリン補給や張り込み中のパンが必要となるし、尋問中は出前のカツ丼を食べ、収監されると職業訓練で人々に貢献する。つまりは〔金銭物資の流通〕が起こる。どんな人も役に立つから存在に意味があるのではなく、ただいるだけで意味がある。が、そもそも役に立たないでいることが難しい・・・」

筆者の場合、一例を挙げると、通勤という手段で、鉄道会社の経営や社員の生活を支えている。勤務場所界隈では、昼食や飲食を提供する中小企業経営者や従業員の生活を支えている。タバコについては、出来るだけ地元での購入に努めているが、手持ちがない場合、千代田区内でも購入する時もあり、この場合は千代田区政推進のための財源確保に貢献することになる。このように、意図せず「生きているだけで、世の中の役にたってしまう」となれば、自身のアイデンティティを明白に自認できるばかりか、何だか気分がよくなってくる。

さて、当協会の行事も新年早々から目白押しである。役員による行政をはじめ関係団体への新年挨拶に始まり、各委員会活動も 19 日開催の安全衛生推進委員会を機に、7 つの委員会・3 つの部会が一斉にスタートを切る。会長をはじめ役員の方々、各委員会・部会の委員長をはじめ委員・部員の皆様には、各社での事業推進に加え、これからの 1 年間、当協会の運営に引続きご尽力されることに心より感謝申し上げる次第である。

筆者としても、前述の個人貢献はさておき、当協会事務局運営の一端を担う者として、会員企業への組織としての貢献も真剣に考えていかなければならない。早いもので、この 4 月から 3 年目に入る。当協会の事業は大別して、広く当業界全体の振興・発展に係る分野と主に会員企業に対する各種サービスに関する分野に二分される。今後、業界全体に影響を及ぼす廃棄物処理法改正や東京都廃棄物処理計画の策定も予定されている。これからは、当業界の社会的な役割も十分踏まえた上で、また、会員増強の視点からも、各種研修や講習会等実施に当たっては、会員・非会員双方にとって有用な事業となるよう腐心していかなければならない。重ねてのご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、新年にあたってのご挨拶といたします。　（横手）

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうか広報委員会を宜しくお願い致します。申年の平成 28 年、2016 年も既に一か月が過ぎ去ろうとしています。皆様には、新年の諸行事については一通りお済ませになられたことと想います。

今年は昨年から申し上げていますが、法改正が行われる予定となっています。関連情報は昨年来、度々、この「とうきょうさんぱい」でも取り上げてきました。協会・総務委員会・法制度検討委員会の意見は全産廃連・法制度対策委員会から環境省への意見においてもほぼ網羅されています。こうした一連の動きはこれまでなかったものです。わが業界に対する国の接し方もだいぶ変化してきたとの印象を持っているところです。また、東京都の環境審議会・廃棄物処理計画も大詰めの段階を迎えています。今年は今後の 5 年間の動きの道筋がみえてくる年となると考えています。

ついに米国が金利引き上げに踏み切りました。これによる影響は年末、年始の期間においては大きなものはなかったようです。但し、今後も動静を注視していかなければ、ならないでしょう。

広報委員会では今年も昨年に引き続いて、費用対効果を前提に活動していきます。

ご意見、ご要望があれば、事務局までお寄せ下さい。

（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 32 巻　第 10 号　通巻第 305 号

平成 28 年 1 月 10 日発行

発行人　高橋俊美

企画・編集　広報委員会

発行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

謹賀新年　2016年 元旦

会　長
高俊興業㈱
代表取締役会長　高　橋　俊　美
東京都中野区新井1－11－2
電話03－3389－8111

理　事
白井エコセンター㈱
代表取締役　白　井　　徹
東京都足立区入谷5－16－28
電話03－3897－1327

副会長
㈱三凌商事
代表取締役社長　赤　石　賢　治
東京都町田市木曽東1－34－6
電話042－726－2647

理　事
比留間運送㈱
代表取締役　比留間久仁男
東京都武蔵村山市中央2－18－3
電話042－565－1336

常任理事
㈱東亜オイル興業所
代表取締役　碩　　孝　光
千葉県八千代市上高野1728－5
電話047－485－7189

理　事
大谷清運㈱
代表取締役　二　木　玲　子
東京都葛飾区水元1－3－13
電話03－3600－5561

常任理事
㈱五十嵐商会
代表取締役　五十嵐和代
東京都練馬区三原台2－1－27
電話03－3922－7547

理　事
相田化学工業㈱
代表取締役　相　田　英　則
東京都府中市南町6－15－13
電話042－368－6311

常任理事
加藤商事㈱
代表取締役社長　加　藤　宣　行
東京都東村山市恩多町1－12－3
電話042－392－1001

理　事
成友興業㈱
代表取締役　細　沼　順　人
東京都あきる野市草花1141－1
電話042－558－4111

常任理事
㈱京葉興業
代表取締役　鈴　木　宏　和
東京都江戸川区篠崎町1－2－6
電話03－3678－0111

理　事
東京ボード工業㈱
代表取締役社長　井　上　弘　之
東京都江東区新木場2－11－1
電話03－3522－4139

謹賀新年　2016年 元旦

監　事
㈱都市環境エンジニアリング
代表取締役社長　伊　藤　憲　男
東京都江東区木場5－6－35
電話03－5639－0740

正会員
㈱アサヒ開発
代表取締役　内　藤　利永子
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町381－1
電話045－369－7751

正会員
㈲アーク
代表取締役　志　賀　教　夫
東京都足立区西竹の塚1－12－14 IKOビル3F
電話03－5647－6693

正会員
㈱旭商会
代表取締役　根　本　敏　子
神奈川県相模原市緑区下九沢2096－1
電話042－771－3558

正会員
アースサポート㈱
代表取締役　尾　﨑　俊　也
東京都港区赤坂4－4－14 未来環境創造ビル3F
電話03－6441－2900

正会員
アトラス商事㈱
代表取締役　上　田　喜　昭
東京都目黒区祐天寺2－11－10
電話03－3710－6390

正会員
㈲青木建材
代表取締役　青　木　早　苗
神奈川県川崎市宮前区南平台8－29
電話044－976－2001

正会員
㈲アベマキ
代表取締役　阿　部　真　樹
東京都足立区東和2－24－17
電話03－5697－6642

正会員
㈱アクアホーム
代表取締役　安　保　貴　史
東京都武蔵野市吉祥寺本町1－10－7
電話0422－27－6279

正会員
有明興業㈱
代表取締役　松　岡　和　人
東京都江東区若洲2－8－25
電話03－3522－1911

正会員
㈱朝田商会
代表取締役　真　田　一　伸
東京都千代田区丸の内3－4－1
電話03－3213－9451

正会員
㈱アンカーネットワークサービス
代表取締役　碇　　隆　司
東京都葛飾区新宿3－9－15
電話03－3600－5873

謹賀新年　2016年 元旦

正会員
㈱ＩＳＨＩＤＡ
代表取締役　石田洋平
埼玉県川口市八幡木３－１６－７
電話０４８－２８４－３８６４

正会員
栄和清運㈱
代表取締役　花形匡晃
東京都杉並区堀ノ内２－１１－３２
電話０３－３３１７－２２８１

正会員
イズミロジスティックス㈱
代表取締役　泉芳美
東京都江戸川区北葛西４－１２－２
ベルメゾンイズミ１Ｆ
電話０３－５６９６－４７１１

正会員
栄和リサイクル㈱
代表取締役　金城虎一
東京都新宿区西早稲田２－９－１６
東急ドエルアルス早稲田２Ｆ
電話０３－５２７３－４４４６

正会員
㈱市川環境エンジニアリング
代表取締役社長　石井邦夫
東京都中央区新川２－９－９ＳＨビル４Ｆ
電話０３－５５４０－４２２０

正会員
エコシステムジャパン㈱
代表取締役　永野立男
東京都千代田区外神田４－１４－１
電話０３－６８４７－７０１０

正会員
㈱一不二総業
代表取締役　齋藤和行
東京都千代田区九段南４－２－９
シルキーハイツ九段南７０１
電話０３－５２２６－５０５７

正会員
㈱エコ・ファクトリー
代表取締役　有田一成
東京都稲城市大丸１４３４－３
電話０４２－３７９－００１３

正会員
㈱ウチダ
代表取締役会長　内田一二三
埼玉県ふじみ野市駒林１８
電話０４９－２６３－９７７７

正会員
㈱エコワスプラント
代表取締役　浅尾洋和
東京都西多摩郡日の出町平井３４－１
電話０４２－５８８－００７２

正会員
浦野産業㈱
代表取締役　浦野知昭
東京都あきる野市草花７２０－８
電話０４２－５５８－９５６３

正会員
㈱エバーグリーンライン
代表取締役　比嘉良弘
神奈川県川崎市川崎区貝塚１－１－５
電話０４４－２２１－６５７０

謹賀新年　2016年 元旦

正会員
恵比寿産業㈱
代表取締役　梁川哲
東京都八王子市東中野４８０－２
電話０４２－６７６－６０００

正会員
㈱オネスト
代表取締役　山本正直
東京都江東区新木場４－３－２６
電話０３－３５２２－５３００

正会員
㈱遠藤商会
代表取締役　遠藤孝一
埼玉県川越市大字下赤坂６２７－７
電話０４２－３４４－５９５７

正会員
㈱小野組
代表取締役　小野仁
東京都江戸川区東小松川３－２６－７
電話０３－３６５４－７３６７

正会員
オーエム通商㈱
代表取締役　岡村睦夫
東京都八王子市小津町１０６－１
電話０４２－６５１－２７１７

正会員
鹿島環境エンジニアリング㈱
代表取締役社長　雨森司瑞利
東京都港区元赤坂１－５－３１ 新井ビル６Ｆ
電話０３－３７４６－７６８１

正会員
大久保興業㈱
代表取締役　大久保憲
東京都府中市天神町３－１１－１
電話０４２－３３４－３４５１

正会員
㈱加藤商事
代表取締役　加藤敬
東京都狛江市東野川２－１４－２
電話０３－３４８０－５１１１

正会員
㈱大空リサイクルセンター
代表取締役　宇留野利彦
東京都武蔵村山市伊奈平５－４３－６
電話０４２－５６０－５７１７

正会員
㈲金井商会
代表取締役　横山茂
東京都町田市金井町２５６３
電話０４２－７３５－５６７７

正会員
太田商事㈱
代表取締役　太田敦子
東京都府中市四谷５－１３－１４
電話０４２－３６８－３８００

正会員
㈱要興業
代表取締役　藤居秀三
東京都豊島区池袋２－１４－８ 池袋NSビル
電話０３－３９８６－５３４１

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
㈱カネテツ
代表取締役 阿部正二
東京都足立区入谷9－5－10
電話03－3899－1100

正会員
㈱共同土木
代表取締役 岡林靖幸
埼玉県上尾市原新町26－1
電話048－771－7973

正会員
㈱川上商店
代表取締役社長 有田一成
東京都稲城市大丸1462－2
電話042－379－0011

正会員
㈱キョクジュウ
代表取締役 引地剛之
埼玉県川口市戸塚3－26－20
電話048－290－5510

正会員
㈱カワサキ商会
代表取締役 川﨑秀樹
千葉県市川市日之出21－1－643
電話047－369－6126

正会員
㈱キンセイ
代表取締役 宇田川幸彦
東京都新宿区上落合3－23－12
電話03－3361－5675

正会員
㈱環境技研
代表取締役 能登祥文
東京都板橋区板橋4－12－17
電話03－3962－1771

正会員
㈱クマクラ
代表取締役社長 熊倉毅
埼玉県新座市畑中3－1－5
電話048－479－0391

正会員
㈱環境システムサービス
代表取締役 加藤美智
東京都八王子市横川町1076
電話042－625－8120

正会員
クリーンサービス㈱
代表取締役 佐藤高紀
東京都清瀬市旭が丘2－336－1
電話042－491－9888

正会員
㈱環境テコム
代表取締役 高橋俊夫
東京都板橋区仲宿27－3
電話03－5943－2020

正会員
㈱クリエイト
代表取締役 吉田きく江
埼玉県久喜市間鎌314－1
電話0480－52－7831

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
㈱クレハ環境
代表取締役社長 谷口伸幸
福島県いわき市錦町四反田30
電話0246－63－1231

正会員
㈱工運
代表取締役 高橋雄一
東京都大田区矢口1－25－16
電話03－3759－7211

正会員
㈱グローブ産業
代表取締役 砂本一也
東京都足立区鹿浜7－12－4
電話03－5838－0818

正会員
㈱光洲産業
代表取締役 光田栄吉
神奈川県川崎市高津区久地4－10－11
電話044－822－0795

正会員
㈱ケイ・エム環境
代表取締役 宮田仁史
埼玉県三郷市前間140－2
電話048－958－3938

正会員
甲陽興産㈱
代表取締役 北角治太
東京都千代田区内神田2－11－6
共同ビル（内神田）7F
電話03－6206－0533

正会員
㈱ケイミックス
代表取締役 橋本圭史
東京都中央区京橋2－5－7
日土地京橋ビル7F
電話03－3566－3706

正会員
㈱コーエイクリーン
代表取締役 瀧澤壽
埼玉県八潮市大字木曽根字上546－1
電話048－994－1153

正会員
㈱敬隣舎
代表取締役 鈴木とも子
東京都板橋区小茂根4－2－1
電話03－3958－0501

正会員
コスモ理研㈱
代表取締役 山中正昭
東京都台東区柳橋1－14－6
電話03－5820－1229

正会員
㈱小池建材
代表取締役 木村芳信
東京都八王子市大谷町481
電話042－660－0515

正会員
㈱こばやし産業
代表取締役 小林大丈
埼玉県朝霞市上内間木317－5
電話048－456－1151

謹賀新年　2016年 元旦

正会員
㈱駒　形
代表取締役　黛　　亙
東京都中央区日本橋箱崎町３－１２
電話０３－３２４９－２７１１

正会員
㈱小見山商事
代表取締役　小見山銀蔵
埼玉県狭山市広瀬台２－７－３
電話０４－２９５３－８８４１

正会員
㈲権田商事
代表取締役　権田秀之
東京都大田区羽田４－１０－６
電話０３－３７４３－４０５２

正会員
栄運輸㈱
代表取締役　鈴木尚紀
東京都葛飾区水元１－２２－５６
電話０３－３６０９－２８４０

正会員
栄鉄鋼商事㈱
代表取締役　江井　弘
東京都足立区梅島２－１８－５
電話０３－３８８７－０７５０

正会員
㈲榊原商店
代表取締役　榊原勝男
茨城県潮来市潮来７１６６
電話０２９９－６３－１７２６

正会員
㈱完山金属
代表取締役　完山一範
東京都八王子市館町４６８－２
電話０４２－６６１－４４０８

正会員
三英オフィスサービス㈱
代表取締役社長　神山快三
東京都千代田区神田錦町１－１－６
神田錦町ビル５Ｆ
電話０３－３２９５－０４０４

正会員
三東運輸㈱
代表取締役　田口勝久
東京都江戸川区篠崎町３－１２－６
電話０３－３６７０－３１０１

正会員
㈱ジーエムエス
代表取締役　瀧澤　陵
東京都中央区日本橋人形町３－１０－１
かしきち人形町ビル６Ｆ
電話０３－５６４３－０６４０

正会員
ＪＸ金属髙商㈱
代表取締役社長　松浦明一郎
東京都中央区日本橋３－２－５
西鉄日本橋ビル２Ｆ
電話０３－３２４１－４４８１

正会員
ＪＦＥ環境㈱
代表取締役　櫻井雅昭
神奈川県横浜市鶴見区弁天町３番地１
電話０４５－５０５－７９４９

謹賀新年　2016年 元旦

正会員
志賀興業㈱
代表取締役　伊藤惣一
東京都三鷹市新川４－１－１１
電話０４２２－４７－１４１４

正会員
シグマテック 株式会社
代表取締役　深江伯史
東京都中央区日本橋富沢町５－４
電話０３－５６５１－２２０１

正会員
品川運輸㈱
代表取締役　毛塚久恵
東京都品川区東大井２－１－８
電話０３－３７６１－０１６５

正会員
㈱ジャパン・リサイクル・システム
代表取締役　砂川直輝
東京都多摩市連光寺１－２２－１
電話０４２－３３７－０７７７

正会員
㈱ショーモン
代表取締役　松澤博三
埼玉県さいたま市見沼区片柳１０４５－１
電話０４８－６８４－６８３９

正会員
㈱昌和プラント
代表取締役　廣木直江
本　社　神奈川県横浜市中区万代町２－３－１
電話０４５－６８１－９０２７
厚木工場　神奈川県愛甲郡愛川町中津６９５７
電話０４６－２８５－８１１１

正会員
白井運輸㈱
代表取締役　白井　護
東京都足立区鹿浜３－２８－７
電話０３－３８９７－１３３１

正会員
㈱新木場物流
代表取締役　井手口裕彦
東京都江東区新木場１－１４－３
電話０３－３５２２－１１１０

正会員
㈱シンシア
代表取締役社長　松坂幸洋
東京都品川区南大井６－２６－３
大森ベルポートＤ館6F
電話０３－３７６４－５３００

正会員
㈲新城重機
代表取締役　新城敬太
東京都武蔵村山市伊奈平１－５９－１
電話０４２－５２０－７２４５

正会員
新和環境㈱
代表取締役　青木　浩
東京都新宿区西早稲田２－２１－１２
電話０３－３２０８－５０４７

正会員
㈱スイーピングサービス
代表取締役　田邉昌志
東京都あきる野市瀬戸岡３６０－１
電話０４２－５９７－６１１１

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
㈱ 菅原商事
代表取締役 熊山和宏
東京都江戸川区松江7－33－9
電話 03－3656－6260

正会員
㈱ 第一サービスソリューションズ
代表取締役 田之上俊朗
東京都港区西新橋1－6－13 柏屋ビル
電話 03－3504－8501
（中間処分場）埼玉県さいたま市岩槻区谷下156－1

正会員
㈲ スリーシープランニング
代表取締役 山下智栄子
東京都品川区南品川3－6－31
電話 03－5769－0157

正会員
第一輸送㈱
代表取締役 篠原周治
東京都足立区加賀1－12－9
電話 03－3855－0188

正会員
㈱ 全公研
代表取締役 松田義隆
東京都江東区南砂1－6－11
電話 03－3649－8061

正会員
大興運輸倉庫㈱
代表取締役 片山饒
東京都港区芝浦1－13－10
電話 03－3868－0291

正会員
仙台環境開発㈱
代表取締役 櫻井慶
（東京営業所）
東京都千代田区永田町2－9－8－604
電話 03－3580－1711

正会員
第三東海㈱
代表取締役 宇田川稔高
東京都千代田区神田神保町1－2
電話 03－3292－0135

正会員
総合商社 桂商店㈱
代表取締役 桂義雄
千葉県千葉市若葉区大宮町1959－2
電話 043－292－5205

正会員
大生運輸㈱
代表取締役 大屋稔
東京都東久留米市中央町1－1－6
電話 042－471－6111

正会員
㈱ 第一建設
代表取締役 松本秀昭
東京都福生市大字熊川1438－10
電話 042－552－3021

正会員
㈱ ダイセキＭＣＲ
代表取締役 岡田篤
栃木県宇都宮市平出工業団地38－25
電話 028－664－2228

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
㈱ 大東運輸
代表取締役 小林剛顕
東京都江東区新木場2－14－1
電話 03－3521－7311

正会員
㈱ 調布清掃
代表取締役 梶原良介
東京都調布市深大寺東町5－8－1
電話 042－485－1166

正会員
㈱ 太陽油化
代表取締役 石田太平
東京都板橋区三園2－12－2
電話 03－3938－0022

正会員
千代田鉱砕㈱
代表取締役 伊藤公一
千葉県柏市風早2－3－6
電話 04－7192－2150

正会員
㈲ 髙興
代表取締役 石川市郎
東京都八王子市高月町515
電話 042－691－1919

正会員
都築鋼産㈱
代表取締役社長 都築基
東京都足立区新田1－10－19
電話 03－3914－8511

正会員
㈲ 貴藤
代表取締役 池ノ谷新吾
東京都昭島市拝島町3－7－20
リバーサイド山崎201号
電話 042－545－6027

正会員
㈱ ティーエムハンズ
代表取締役 矢野晃治
東京都国立市泉4－7－8
電話 042－577－1789

正会員
㈱ タカヤマ
代表取締役 斉藤吉信
埼玉県所沢市南永井37－9
電話 04－2993－1213

正会員
ティー・ビー・ロジスティックス㈱
代表取締役 津田一正
埼玉県八潮市大字浮塚100番地
電話 048－994－1311

正会員
㈱ タケエイ
代表取締役社長 山口仁司
東京都港区芝公園2－4－1 A－10F
電話 03－6361－6830

正会員
㈱ 東海運輸
代表取締役社長 宇田川雅弘
東京都品川区北品川5－8－30
電話 03－3447－1321

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
東京医療クリーン事業協同組合
代表理事 鍋谷 明美
東京都豊島区西池袋2－29－19
電話 03－3590－8000

正会員
東京トリムテック㈱
代表取締役 最上 修
東京都品川区西五反田1－25－1
電話 03－3492－3430

正会員
東京エコリサイクル㈱
代表取締役 川上 信彦
東京都江東区若洲2－8－21
電話 03－3522－6690

正会員
㈲東京斫り
代表取締役 上杉 大樹
東京都江戸川区松江3－8－5
電話 03－3652－5042

正会員
㈱東京クリアセンター
代表取締役社長 熊木 浩
東京都千代田区永田町2－4－3
永田町ビル9F
電話 03－5157－1881

正会員
東京パワーテクノロジー㈱
代表取締役社長 原 英雄
東京都江東区豊洲5－5－13
電話 03－6372－7000

正会員
東京産資源㈱
代表取締役 村上清一郎
東京都江東区東砂5－14－17
電話 03－3645－6131

正会員
東京レンダリング協同組合
代表理事 徳田 昌彦
東京都墨田区東墨田1－9－1
電話 03－3619－5516

正会員
㈱東京スタンドサービス
代表取締役 有吉嘉一郎
東京都三鷹市新川2－14－25
電話 0422－46－2494

正会員
東都運業㈱
代表取締役 本田 恒太
東京都葛飾区奥戸3－23－28
電話 03－3696－4611

正会員
公益財団法人 東京都環境公社
理事長 森 浩志
東京都墨田区江東橋4－26－5
東京トラフィック錦糸町ビル8F
電話 03－3644－2189

正会員
㈱東武クリエイティブ
代表取締役社長 垣入淳樹
東京都足立区西伊興2－2－27
電話 03－3899－2251

謹賀新年 2016年 元旦

正会員
㈱トーホークリーン
代表取締役 前川佑子
東京都渋谷区東4－9－18－204
電話 03－5466－8923

正会員
㈱ナンセイ
代表取締役 稲福誠
東京都江戸川区中葛西5－20－7
電話 03－3877－5026

正会員
㈱トキワ薬品化工
代表取締役 伊丹重貴
神奈川県横浜市旭区上川井町376
電話 045－921－3264

正会員
㈱西商店
代表取締役 西義雄
東京都大田区池上6－28－5
電話 03－3754－2441

正会員
㈱トベ商事
代表取締役 戸部昇
東京都北区王子5－10－1
電話 03－5902－3202

正会員
西東京医師協同組合
理事長 山之内照雄
東京都立川市柴崎町3－16－11
電話 042－524－6411

正会員
㈱トリデ
代表取締役社長 佐藤英生
本社 東京都府中市西原町4－17－15
事務所 東京都国立市谷保3116－1
電話 042－576－9750

正会員
日栄産業㈱
代表取締役社長 吉本花子
東京都大田区京浜島3－5－2
電話 03－3790－7400

正会員
中野運輸㈱
代表取締役 松原軍次
東京都中野区丸山1－2－1
電話 03－3387－4356

正会員
日興サービス㈱
代表取締役 山口徹
埼玉県戸田市笹目北町14－19
電話 048－421－9431

正会員
㈱中村
代表取締役 戸村勝秀
東京都杉並区上高井戸3－2－23
電話 03－3302－5156

正会員
日進エコシステム㈱
代表取締役 髙野和行
東京都港区三田3－14－13 メゾン富士ビル4B
電話 03－5476－6390

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
日盛運輸㈱
代表取締役社長 細井幸一
東京都江戸川区篠崎町3－1－11
電話 03－3678－1100

正会員
㈱日本協力
代表取締役会長 渡辺省吾
代表取締役社長 川上和章
東京都江東区潮見1－6－2
電話 03－3640－4777

正会員
㈱日成ストマック・トーキョー
代表取締役 畠山秋夫
東京都江戸川区東葛西3－17－15
電話 03－5676－0555

正会員
日本サニテイション㈱
代表取締役 多田茂
東京都江東区新木場4－1－30
電話 03－5534－3521

正会員
日晴ビジネス㈱
代表取締役 小松原栄一
東京都文京区本郷5－24－3
電話 03－5800－2626

正会員
㈱日本資材
代表取締役 木藤裕幸
東京都大田区北馬込2－43－5
電話 03－5718－0800

正会員
日東消毒㈱
代表取締役 弓座輝明
千葉県木更津市八幡台2－2－1
電話 0438－37－3595

正会員
㈱日本シルバー
代表取締役 杉本勝輔
東京都目黒区中町1－25－12
電話 03－3710－9891

正会員
日本衛生㈱
専務取締役 澤谷勇一
東京都足立区入谷9－30－10
電話 03－3853－6061

正会員
日本スタンド鉱油㈱
代表取締役 長瀬英次
東京都葛飾区柴又6－3－6
電話 03－3650－9767

正会員
日本環境㈱
東京都港区浜松町2－1－16
浜松町北田ビル

正会員
日本設備保全㈱
代表取締役 前田隆幸
東京都稲城市坂浜102－5
電話 042－313－8300

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
日本トリート㈱
代表取締役 臼井淳一郎
東京都世田谷区上馬3－7－8
電話 03－3424－2020

正会員
㈱浜田
取締役東京支社長 丸木啓
本社 大阪府高槻市芥川町2－24－5
電話 072－686－3500
東京支社 東京都港区赤坂4−4−14 未来環境創造ビル2F
電話 03－6459－1352

正会員
日本メディカル・ウェイスト・マネジメント㈱
代表取締役 金原暁治
東京都港区芝5－29－19 旭ビル
電話 03－3798－4703

正会員
㈲原島組
代表取締役 原島和敏
東京都昭島市中神町1－14－6
電話 042－541－7875

正会員
野村興産㈱
代表取締役社長 藤原悌
東京都中央区日本橋堀留町2－1－3
ヤマトインターナショナル日本橋ビル
電話 03－5695－2530

正会員
㈲ビー・アイ・エル
代表取締役 武藤廣見
東京都北区東田端2－8－7
電話 03－3893－7480

正会員
バイオエナジー㈱
代表取締役 岸本悦也
東京都中央区新川2－9－9
電話 03－5540－4225

正会員
㈱東日本環境アクセス
代表取締役社長 原田尚志
東京都台東区東上野3－4－12
電話 03－3836－1551

正会員
㈲八栄興業
代表取締役 鵜家きよ
東京都西東京市芝久保町5－4－9
電話 042－465－5525

正会員
日野金属産業㈱
代表取締役 糟谷敏美
東京都八王子市旭町11－5
電話 042－682－2101

正会員
㈱ハチオウ
代表取締役 森裕子
東京都墨田区本所4－29－2
電話 03－3837－8080

正会員
㈱日向興発
代表取締役 前田弘貴
東京都杉並区方南2－25－24
電話 03－5377－2333

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
㈱福井商店
代表取締役 赤羽敏宏
東京都千代田区内神田2－4－2
電話 03－3252－3896

正会員
㈱北陸産業
代表取締役 竹田輝幸
東京都品川区旗の台1－6－18
電話 03－5998－6684

正会員
㈱フジ・トレーディング
代表取締役 大羽敬子
東京都東大和市向原4－29－9
電話 042－565－7722

正会員
㈱まごころ清掃社
代表取締役 高野正道
東京都八王子市長房町126－2
電話（フリーダイヤル）
0120－538－056

正会員
㈱藤原土建
代表取締役 藤原健次
東京都狛江市元和泉3－6－13
電話 03－3488－5159

正会員
㈱マスヒロ
代表取締役 桝満和洋
埼玉県三郷市早稲田1－14－18
電話 048－957－7749

正会員
㈱ブループラネット稲城
代表取締役 芦川光夫
東京都稲城市大丸1442
電話 042－370－0222

正会員
松田産業㈱
代表取締役社長 松田芳明
東京都新宿区西新宿1－26－2
電話 03－5381－0001

正会員
㈱ペエックス
代表取締役 伊藤伸夫
東京都稲城市大丸1481－3
電話 042－378－2121

正会員
松村ダスト㈲
代表取締役 松村博文
東京都あきる野市三内230－18
電話 042－596－4959

正会員
ベル・テック㈱
代表取締役 鈴木照明
東京都江東区塩浜2－11－24 TSKビル
電話 03－5690－5777

正会員
丸一興業㈱
代表取締役 板橋博
東京都調布市富士見町1－18－30
電話 042－483－0150

謹賀新年

2016年 元旦

正会員
丸順商事㈲
代表取締役 矢部要
東京都羽村市富士見平2－1－14
電話 042－554－2229

正会員
光山商店
代表 福田郁夫
東京都三鷹市新川6－28－7
電話 0422－45－1569

正会員
㈲丸松産業
代表取締役 松崎一志
東京都板橋区徳丸6－20－6
電話 03－3550－9208

正会員
㈱ミダック
代表取締役 矢板橋一志
静岡県浜松市東区有玉南町2163
電話 053－471－9361

正会員
丸山商店
代表 丸山良治
東京都国立市谷保151－5
電話 042－573－3476

正会員
都清掃㈱
常務取締役 吉野猛彦
東京都足立区佐野1－28－10
電話 03－3606－0135

正会員
㈲丸和工業
代表取締役 田口和英
東京都足立区入谷3－5－8
電話 03－3853－6961（代表）

正会員
ムゲンシステム㈱
代表取締役 伊藤彰
東京都中央区日本橋箱崎町36－3
電話 03－5640－1422

正会員
マロン環境㈱
代表取締役 栗原義
東京都豊島区駒込1－35－2
電話 03－3942－6213

正会員
武蔵野土木工業㈱
代表取締役 渡邉久美
東京都八王子市宇津木町435番地1
電話 042－691－5199

正会員
萬世リサイクルシステムズ㈱
代表取締役 藤枝慎治
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17－3
電話 045－769－2526

正会員
㈱メイシン
代表取締役 亀田昇
東京都板橋区成増2－8－2
電話 03－3975－3941

謹賀新年　2016年 元旦

正会員
㈱明和運輸
代表取締役　植田　毅
東京都足立区宮城1－6－12
電話03－3911－6126

正会員
㈱ヨシモリ
代表取締役　高橋安繁
東京都足立区関原1－12－2
電話03－3848－2345

正会員
㈱山一商事
代表取締役　小野寺　勇
東京都練馬区関町南2－2－4
電話03－3928－9351

正会員
㈱ヨドセイ
代表取締役　矢﨑通文
東京都豊島区東池袋2－38－20
電話03－3985－8801

正会員
山下産業㈱
代表取締役　山下栄雄
山梨県北杜市須玉町若神子5280
電話0551－42－4848

正会員
㈱リスト
代表取締役　遠藤重雄
東京都国立市谷保6300番地
電話042－572－1300

正会員
㈲山下商事
代表取締役　山下政雄
東京都東久留米市八幡町2－11－53
電話042－473－3761

正会員
ワイエム興業㈱
代表取締役　加瀬博章
埼玉県草加市青柳2－7－45
電話048－933－3000

正会員
山大物産㈱
代表取締役　山下逸郎
埼玉県新座市菅沢2－14－29
電話048－481－3845

正会員
㈱和光サービス
代表取締役　山田邦光
千葉県白井市河原子327番地
電話047－491－5305

正会員
山田設備工業㈱
代表取締役　山田有司
東京都日野市大坂上2－2－7
電話042－584－0879

正会員
和興テクノ㈱
代表取締役　村上洋一
東京都文京区関口1－24－8
電話03－6265－3920

謹賀新年　2016年 元旦

賛助会員
秋葉原経営行政事務所
所長 特定行政書士　渋川善三郎
東京都千代田区東神田3－2－4 東神田サマリヤマンション808号
電話03－3864－6551～2

賛助会員
㈱スプラウト
代表取締役　杉本行男
東京都渋谷区道玄坂2－15－1 ノア道玄坂1010号
電話03－5428－6641

賛助会員
市川燃料チップ㈱
代表取締役　彦坂武功
東京都江戸川区平井3－23－17
電話03－3636－3280

賛助会員
全国オイルリサイクル協同組合
理事長　長谷川　徹
東京都中央区京橋2－6－6
電話03－5250－5086

賛助会員
㈱環境管理センター　首都圏支社
執行役員 支社長　二瓶昭一
東京都千代田区内神田2－14－4 内神田ビルディング3F
電話03－6206－4321

賛助会員
㈱テクノトレーディング
代表取締役 社長　宮崎治男
東京都新宿区新宿1－34－3 第24スカイビル3F
電話03－5368－0660

賛助会員
クリーントーキョウ協同組合
理事長　碩　孝光
東京都千代田区内神田1－9－13 柿沼ビル7F
電話03－5283－7476

賛助会員
一般社団法人 東京建物解体協会
会長　髙山眞幸
東京都中央区八丁堀3－10－1 章山堂ビル401
電話03－3551－1075

賛助会員
㈱ケー・イー・シー　東京営業所
所長　西尾寿一
東京都港区高輪4－8－9
電話03－6450－3367

賛助会員
東京都行政書士会
会長　常住　豊
東京都目黒区青葉台3－1－6
電話03－3477－2881

賛助会員
行政書士　笹島総合事務所
代表行政書士　笹島潤也
東京都北区浮間3－16－15－101
電話03－3969－1170

賛助会員
㈱東立テクノクラシー
東京支店支店長兼常務取締役　白柳朋也
東京都港区三田3－1－11 エック三田ビル8F
電話03－6809－5670

謹賀新年

2016年 元旦

賛助会員

DOWAエコシステム㈱

取締役ウエステック事業部長 飛田 実

東京都千代田区外神田4－14－1
秋葉原UDXビル22F

電話 03－6847－1231

賛助会員

㈱御池鐵工所

代表取締役 小林由和

広島県福山市神辺町川南396－2

電話 084－963－5500

賛助会員

内藤環境管理㈱

代表取締役社長 内藤 岳

埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051－2

電話 048－887－2590

賛助会員

皆川美術印刷㈱

代表取締役 皆川 暁

東京都荒川区東日暮里2－13－4

電話 03－3891－8141

賛助会員

日本感材銀工業組合

理事長 木藤裕幸

東京都品川区西五反田2－6－3 東洋ビル

電話 03－6821－0244

賛助会員

㈱リライフ 東京営業所

所長 橋本ふくみ

東京都練馬区小竹町2－5－7－201

電話 03－5926－4030

賛助会員

日本キャタピラー

執行役員関東支社長 湯谷嘉浩

千葉県柏市十余二313

電話 04－7133－2111

賛助会員

㈱はとバスエージェンシー

代表取締役 黒瀬智弘

東京都大田区平和島5－4－1

電話 03－3298－5571

賛助会員

日立建機日本㈱

東京支店長 井上秀和

埼玉県草加市弁天5－33－25

電話 048－935－7341

一般社団法人

東京都産業廃棄物協会

名誉会長

児玉安彦

吉本昌且

相談役

近江昭

小池久米雄

～ ゼロエミッションに挑戦する ～

比留間運送㈱ 資源循環型リサイクル企業

★建設廃材（ALC）のリサイクルと活用方法★

JR東京駅 八重洲口

東京ﾄﾞｰﾑｼﾃｨｰ 庭園

歌舞伎座 屋上庭園

ALC廃材・解体材

★ 埼玉県 入間工場
【産廃・一廃（現在申請中）処分業】
【埼玉県入間市中神764-16】

ｶﾞﾗ陶破砕	360.0t/日
動残発酵	17.5t/日
動残混練発酵	5.8t/日

特 徴
①比重が50%軽い
②雑草が生え難い
③栄養価が高い
③全て廃棄物より製造
※年間平均 1,350kg-CO2削減

①軽量発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 1cm塊に破砕

②伐採樹木のﾁｯﾌﾟ化

③動植物性残さの発酵処理

製品 人工軽量土壌

～許可品目と処理能力～

★ 東京都 伊奈平工場
【一廃・産廃処分業】
【東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5】

廃ﾌﾟﾗ破砕	130.3t/日
廃ﾌﾟﾗ溶融	2.4t/日
廃ﾌﾟﾗ圧縮梱包	204.3t/日
紙くず破砕	52.8t/日
紙くず圧縮梱包	166.58t/日
紙くず焼却	4.8t/日
木くず破砕	328.9t/日
木くず焼却	4.8t/日
繊維くず破砕	41.8t/日
繊維くず圧縮・梱包	17.8t/日
動残発酵	3.5t/日
動残焼却	4.8t/日
金属くず破砕	81.6t/日
金属くず圧縮	4.3t/日
ｶﾞﾗ陶破砕	482.8t/日
がれき類破砕	480.0t/日

高精度選別機 計3基

全国産業廃棄物連合会青年部主催
CO2ﾏｲﾅｽﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全国大会
優良取組部門 特別賞 受賞

～お問い合わせ先～
ごみやさん ゴー
0120-5383-50
URL：http：//www.eco-hiruma.co.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

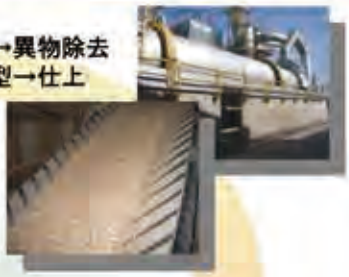

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667